

法律	政省令	通知
医療法 〔医療計画〕 第30条の4 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。 1 2 都道府県は、第18項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、地域医療連携推進法人の参加法人等（第70条第1項に規定する参加法人等をいう。）から病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があつた場合において、当該申請が当該医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要なものであることその他の厚生労働省令で定める要件に該当すると認めるときは、当該申請に係る当該医療計画において定められた第2項第17号に規定する基準病床数に政令で定めるところにより算定した数を加えて得た数を、当該基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。	医療法施行令 第5条の4の2 法第30条の4第12項に規定する政令で定める申請は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。 2 法第30条の4第12項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、同項の申請に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事が、同条第18項の規定により公示された当該都道府県の同条第1項に規定する医療計画において定める同条第2項第7号に規定する地域医療構想の達成を推進するために必要と認める数とする。 医療法施行規則 第30条の32の3 法第30条の4第12項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 1 法第30条の4第12項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行った参加法人等（法第70条第1項に規定する参加法人等	地域医療連携推進法人制度について（平成29年2月17日付け医政発0217第16号厚生労働省医政局長。令和6年1月17日改正） ●第1 制度趣旨 高齢化の進展に伴い、患者の疾病構造は多様化しており、患者一人一人がその状態に応じた良質かつ適切な医療を安心して受けることができる体制を地域で構築することが求められている。このため、平成26年に改正された医療法に基づき、平成27年度から、各都道府県において、地域医療構想の策定を進め、医療提供体制の整備を図ることとされているが、その達成のための一つの選択肢として、地域の医療機関相互間の機能の分担・連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供するための新たな制度を創設した。さらに、令和5年改正法により、制度の一部見直しを行った。 当該制度は医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進するための方針を定め、当該方針に沿って、参加する法人又は個人が開設する医療機関の機能の分担及び業務の連携を推進することを目的とする一般社団法人を、都道府県知事が地域医療連携推進法人として認定する仕組みである。地域医療連携推進法人には介護事業等を実施する非営利法人又は個人も参加することができることとし、介護との連携も図りながら、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすものと考えている。 ●第2 制度内容 4 その他 （1）施行日について 地域医療推進法人に関する各法令の規定は、平成29年4月2日から施行されること。 令和5年改正法による地域医療連携推進法人に関する改正は、令和6年4月1日から施行されること。 （2）準備行為について（法第71条関係） 都道府県知事は、令和5年改正法による改正の施行の日（令和6年4月1日）前においても、個人立の病院等が参加する地域医療連携推進法人に係る医療連携推進認定に必要な準備行為をすることができること。具体的には、施行の日前においても、医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は都道府

	をいう。以下この条及び第6章において同じ。)を社員とする法第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人(以下単に「地域医療連携推進法人」という。)が定款において定める法第70条第1項に規定する医療連携推進区域(以下単に「医療連携推進区域」という。)の属する都道府県が法第30条の4第18項の規定により公示したものをいう。)において定める同条第2項第7号に規定する地域医療構想(第30条の33の18において単に「地域医療構想」という。)の達成を推進するために必要なものであること。 2 当該申請を行った参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床数の合計が、当該申請の前後において増加しないこと。 3 当該申請を行った参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床数の合計が、当該申請の前後において減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。 4 当該申請が、あらかじめ、当該申請を行った参加法人等を社員とする地域医療連携推進法人に置かれている法第70条の3第1項第17号に規定する地域医療連携推進評議会(以下単に「地域医療連携推進評議会」という。)の意見を聴いた上で、行われているものであること。	県知事に認定の申請をすることができ、都道府県知事は、都道府県医療審議会から、認定をするに当たっての意見を聴くこと等ができること。 (3) 医療連携推進認定の申請等に係る添付書類等について ① 認定申請書に添付する書類のうち、以下のものについては別添様式を用いること。 別添1 医療連携推進方針 別添2 理事及び監事の氏名、生年月日及び住所等を記載した書類 別添3 医療法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 別添4 医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類 医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類 別添5 表明・確約書(法人社員用) 別添6 表明・確約書(個人社員・理事・監事用) なお、認定申請書には上記の他、当該一般社団法人の定款及び登記事項証明書を添付すること。 ② 代表理事の選定認可申請書及び解職認可申請書については、別添様式を用いること。 ③ 資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定める定款変更の認可申請書に添付する書類は別添様式を用いること。 別添7 地域医療連携推進法人の代表理事の選定認可申請書 別添8 地域医療連携推進法人の代表理事の解職認可申請書 別添9 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として現に資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集をしていないこと及び出資を受けている事業者がいないことを証する書類 《第2及び第3は、次頁に記載》
--	---	---

法律	政省令	通知
医療法 〔抜粋〕 〔医療連携推進認定〕 第70条 次に掲げる者（営利を目的とする事業を営む者を除く。以下この章において「参加法人等」という。）及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、かつ、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）に係る業務の連携を推進するための方針（以下この章において「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、定款において定める当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県（当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合にあつては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県）の知事の認定を受けることができる。 一 医療連携推進区域において、病院等を開設する法人 二 医療連携推進区域において、介護事業（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業をいう。）その他の地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。第七十条の七において	医療法施行規則 （地域医療連携推進法人の社員） 第39条の2 法第70条第1項及び第70条の3第1項第8号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。 一 法第70条第1項各号に規定する者であつて、参加法人等になることを希望しないもの 二 医療連携推進区域において、大学その他の医療従事者の養成に係る機関を開設する者 三 医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他当該一般社団法人が実施する法第七十条第一項に規定する医療連携推進業務（以下単に「医療連携推進業務」という。）に関する業務を行う者	第2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について （1）都道府県知事の認定について（法第70条関係・医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「則」という。）第39条の2～第39条の5関係） ① 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）に係る業務の連携を推進するための方針（以下「医療連携推進方針」という。）を定め、医療連携推進業務を行うことを目的とする一般社団法人は、当該連携を推進する区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県知事の認定（以下「医療連携推進認定」という。）を受けることができること。このため、当該法人は、医療連携推進認定を受けた後も引き続き、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に定める一般社団法人の要件等を満たす必要があること。（ただし、同法の規定のうち、法第70条の16の規定により適用除外となっている一般社団法人の名称使用の規定等を除く。） 地域医療法人の社員については、地域医療連携推進法人の社員については、（ア）参加法人等及び（イ）則第39条の2に規定する 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者であること。 （ア）参加法人等については、次の者であつて、医療連携推進方針に基づく医療連携推進業務に参加するものであること。 ・ 病院等を開設する法人

同じ。)の構築に資する事業(以下この章において「介護事業等」という。)に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人 三 医療連携推進区域において、病院等を開設する者(法人を除く。) 四 医療連携推進区域において、介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する者(法人を除く。)		・ 病院等を開設する個人 ・ 介護事業、薬局、見守り等の生活支援事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業(以下「介護事業等」という。)に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人(営利を目的とする事業を営む者を除く。) ・ 介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する個人 また、株式会社立の病院等を開設する法人についても、機能の分担及び業務の連携の推進を目的とする場合は、これに該当すること。ただし、その場合は、地域医療連携推進法人の非営利性を確保する観点から、株式会社本体と分離した病院等単独の財務諸表の提出を当該法人から受ける等して、当該病院等が株式会社本体と経理上切り離されていること、剰余金が医業の範囲内で再投資される仕組みとなっていることを確認すること。また、株式会社本体の役員が当該一般社団法人の理事又は監事を務めること等によって当該一般社団法人の運営に関与することは適当でないこと。 なお、株式会社立の病院等を開設する法人が参加法人等となる一般社団法人に対して、医療連携推進認定をする際には、都道府県医療審議会において、 ・ 当該病院等が地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者であること ・ 当該株式会社が営利を目的に病院等の経営をしていないこと ・ 当該病院等が株式会社本体と経理上切り離されているこ
---	--	---

2 前項の医療連携推進業務は、病院等に係る業務について、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う次に掲げる業務その他の業務をいう。 一 医療従事者の資質の向上を図るための研修 二 病院等に係る業務に必要な医薬品、医療機器その他の物資の供給		とについて、実態に基づいて慎重に判断すること。 (イ) 則39条の2に規定する社員については、次の者でなければならないこと。 ・ (ア) の参加法人等の対象となり得る者であって、参加法人等になることを希望しない者 ・ 医療連携推進区域において、大学等の医療従事者の養成機関の開設者 ・ 地方自治体、医師会及び歯科医師会等の医療連携推進区域において、当該法人の医療連携 推進 業務 に関する業務を行う者 また、認定申請の際には、(3) の基準に適合することを証明した書類、(4) に該当しないことを説明した書類等が必要となること、当該書類の様式等は、4 (3) に示すものであること。 ② 医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務であり、 ・ 医療従事者の資質の向上を図るための研修 ・ 医薬品、医療機器等の供給 ・ 参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集(ただし、個別の法令等により、自己の資産を他者へ提供することが禁じられている法人等(社会福祉法に基づく社会福祉法人等) においては、自己の資産を当該貸付け等の原資等とすることを目的として地域医療連携推進法人へ提供することはできないこと。)
--	--	---

三 資金の貸付けその他の参加法人等（前項第三号及び第四号に掲げる者を除く。）が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの	医療法施行規則 （資金を調達するための支援） 第 3 9 条 の 3 法第 7 0 条第 2 項第 3 号に規定する厚生労働省令で定める支援は、次に掲げるものとする。 一 資金の貸付け 二 債務の保証 三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 8 号）第 1 3 1 条の規定による基金を引き受ける者の募集 2 地域医療連携推進法人は、前項第 1 号又は第 2 号に規定する支援を行う場合は、当該地域医療連携推進法人の理事会の決議を経るとともに、あらかじめ、当該地域医療連携推進法人に置かれている地域医療連携推進評議会の意見を聴かなければならない。	・ 病院等の開設（病院等相互間の連携の推進に資するものに限る。） 等の業務であること。上記の各業務事項についての留意事項は以下のとおりであること。 ・ 上記の各業務事項については、医療連携推進方針に記載すること。 ・ その費用については各業務事項ごとに財源を確保する必要があり、当該一般社団法人の本部運営のための事務所使用料や決算公告費用等のいわゆる管理経費について、各社員から徴収する「会費」等の収益を財源に充てることが可能であるが、各業務事項ごとの財源については、当該業務に関与する参加法人等から別途事業費等の名目で徴収することや、各業務事項において得られた収益等により確保すること。 ・ 医薬品、医療機器に係る調整を行う場合には、地域医療連携推進法人が一括購入を調整し、個別の購入契約については参加法人等がそれぞれ締結すること。 ・ 医薬品、医療機器以外の物品等の供給を行う場合には、地域医療連携推進法人が、一括購入を実施する場合、一括購入を調整する場合又は一括購入を実施しない場合が考えられること、なお、いずれの場合であっても、関連する法令等を遵守して実施すること。 ・ 資金の貸付け及び債務の保証を行う場合には、地域医療連携推進法人において、剰余金の配当を禁止する法第 5 4 条が準用されて適用されていることに留意が必要であること。
---	--	---

		・ 参加法人等である医療法人から地域医療連携推進法人への資金の貸付けは、法第54条に抵触しない範囲でかつ、法人の目的に合致している範囲内で実施可能であること。 ・ 地域医療連携推進法人による病院等の開設については、医療連携推進認定をした都道府県知事（以下「認定都道府県知事」という。）の確認を経た上で、開設の許可を得ることが必要であること。 ・ 地域医療連携推進法人の参加法人等において、医療機能の分担・業務の連携を図るために、患者を転院等させることも考えられるが、地域医療連携推進法人の参加法人等であることをもって、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保医発0304第3号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知）の「医科診療報酬点数表に関する事項」（別添1）第1章「基本診療料」の第2部「入院料等」の通則7「入院期間の計算」（3）における「特別の関係」に該当することにはならないこと。ただし、地域医療連携推進法人の参加法人等であることと関係なく、代表者が同一の場合等には「特別の関係」に該当すること。 ・ 医師、看護師等の人事交流は労働法規に則って実施する必要があるが、一例としては在籍型出向があり、これは、出向元事業主と出向先事業主との間の出向契約により、出向労働者を出向元事業主との雇用契約関係を有したまま 出向先事業主に雇用させることから労働者派遣に
--	--	--

		は該当しないこと。なお、当該在籍型出向が「業として行われる」場合には、職業安定法第44条により禁止される労働者供給事業に該当するが、一般的に在籍型出向のうち、（ア）労働者を離職させるのではなく、関係会社において 雇用機会を確保する （イ）経営指導、技術指導の実施 （ウ）職業能力開発の一環として行う （エ）企業グループ内の人事交流の一環として行う 等の目的を有しているものについては、出向が行為として形式的に繰り返し行われたとしても、社会通念上業として行われていると判断し得るものは少ないと考えられていること。 ・ 地域医療連携推進法人の参加法人等同士又は同一参加法人等内で、病床過剰地域においても病床融通を実施できること。都道府県は、参加法人等から病院の開設の許可の申請、病院の病床数の増加等の申請があった場合において、地域医療構想の達成を推進するために必要なものであり、病床数の合計が増加しておらず、地域医療連携推進法人の地域医療連携推進評議会の意見を聴いて行われる場合には、基準病床数に、都道府県知事が地域医療構想の達成の推進に必要と認める数を加えて、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができること。その際、当該法人の参加法人等が開設する病院及び診療所の病床数の合計が減少する場合は、当該申請に係る医療連携推進区域における医療提供体制の確保に支障を及ぼさないこと。
--	--	--

		なお、都道府県は必要な病床数を認めるに当たって、当該申請に係る構想区域（法第30条の4第2項第7号に規定する区域をいう。以下同じ。）における地域医療構想調整会議（法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。）の協議の方向性に沿ったものであることを確認するとともに、都道府県医療審議会に諮ること。 また、当該申請に係る病院及び診療所が2以上の都道府県に所在する場合は、当該申請を受けた都道府県は、当該申請に係る医療連携推進区域に属する他の都道府県の意見を聴くこと。 （法第30条の4第12項・医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第5条の4の2・則第30条の32の3関係）
--	--	---

法律	政省令	通知
医療法 〔認定の申請〕 第70条の2 前条第1項の認定（以下この章において「医療連携推進認定」という。）を受けようとする一般社団法人は、政令で定めるところにより、医療連携推進方針を添えて、都道府県知事に申請をしなければならない。	医療法施行令 （医療連携推進認定の申請） 第5条の15 法第70条の2第1項に規定する医療連携推進認定（以下「医療連携推進認定」という。）を受けようとする一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該一般社団法人が定款において定める法第70条第1項に規定する医療連携推進区域（以下「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県（当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合にあっては、これらの都道府県のいずれか一の都道府県）の知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、当該一般社団法人の定款その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。 一 名称及び代表者の氏名 二 主たる事務所の所在地 三 法第70条第2項に規定する医療連携推進業務の内容 医療法施行規則 （医療連携推進認定の申請に係る様式） 第39条の4 法第70条の2第1項に規定する医療連携推進認定（以下単に「医療連携推進認定」という。）の申請は、別記様式第1の5により行うものとする。 （医療連携推進認定の申請に係る添付書類） 第39条の5 令第5条の15に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 当該一般社団法人の登記事項証明書	第2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について （2）医療連携推進方針について（法第70条の2・令第5条の15・則第39条の5関係） ① 医療連携推進認定を受けようとする一般社団法人は、医療連携推進方針に定款等を添えて、都道府県知事に申請しなければならないこと。当該知事は、医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたるときは、当該区域の属する都道府県の知事が協議して、医療連携推進認定に関する事務を行う知事を定めること。この場合において、当該一般社団法人に対し、当該事務を行う知事を通知すること。各都道府県ごとの医療連携推進区域の範囲等に基づき、当該事務を行う知事を定めることが想定されるが、必要に応じて、厚生労働省医政局医療経営支援課に相談すること。

2 医療連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 医療連携推進区域 二 参加法人等が医療連携推進区域において開設する病院等（第4項及び第70条の11において「参加病院等」という。）相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項 三 前号に掲げる事項の目標に関する事項 四 その他厚生労働省令で定める事項 3 医療連携推進区域は、当該医療連携推進区域の属する都道府県の医療計画において定める構想区域を考慮して定めなければならない。 4 医療連携推進方針には、第2項各号に掲げる事項のほか、参加病院等及び参加介護施設等（参加法人等が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所をいう。第70条の11において同じ。）相互間の	二 当該一般社団法人の理事及び監事の氏名、生年月日及び住所を記載した書類 三 法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類 四 当該一般社団法人の理事及び監事が法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類 五 法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類 六 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が医療連携推進認定に必要と認める書類 医療法施行令 （医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる場合における医療連携推進認定等） 第5条の15の4 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたるときは、法第70条の	第2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について （2）医療連携推進方針について（法第70条の2・令第5条の15・則第39条の5関係） 医療連携推進方針には、 ・ 医療連携推進区域 ・ 参加法人等が当該区域において開設する病院等（参加院等）の機能分担及び業務連携に関する事項 ・ 当該事項の目標に関する事項 ・ 運営方針・参加法人等に関する事項 を記載しなければならないこと。 その際、機能分担及び業務連携に関する事項については、機能分担・業務連携の双方の観点がそれぞれ必要かつ十分に記載されている必要があること。 併せて、参加法人等が医療連携推進区域において開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所の機能分担及び業務連携に関する事項を記載することができること。 なお、一つの構想区域に複数の地域医療連携推進法人が創設されることもありえること。また、ある医療法人等が
---	--	--

業務の連携に関する事項を記載することができる。 5 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたるときは、当該医療連携推進区域の属する都道府県の知事の協議により、医療連携推進認定に関する事務を行うべき都道府県知事を定めなければならない。この場合において、医療連携推進認定の申請を受けた都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人に対し、医療連携推進認定に関する事務を行う都道府県知事を通知するものとする。	2第5項の規定により医療連携推進認定に関する事務を行うこととされた都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、あらかじめ、当該医療連携推進区域に係る他の都道府県知事（次項及び第3項において「関係都道府県知事」という。）の意見を聴かなければならない。 2 関係都道府県知事は、法第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるときは、法第70条の8第3項に規定する認定都道府県知事（次項において「認定都道府県知事」という。）に対し、その旨の意見を述べることができる。 3 認定都道府県知事は、法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消すに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。 4 都道府県知事は、前3項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。	複数の地域医療連携推進法人の参加法人等になる場合であっても参加病院等は、参加法人がその参加する地域医療連携推進法人が定める医療連携推進区域において開設する病院等であり、参加法人等のすべての病院等が対象になるものではないこと。そのため、ある医療法人等は、複数の地域医療連携推進法人の参加法人等になることもありえること。 ② 医療連携推進区域については、構想区域と整合的になるように定めることが原則であること。ただし、医療連携推進区域が属する都道府県の地域医療構想の達成に資すると認められる場合は、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定めることも可能であること。その場合、あらかじめ、それぞれの構想区域における地域医療構想調整会議の意見を聴いた上で、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定める理由及び必要性について、十分に精査されたいこと。 ③ 医療連携推進方針については、住民等への周知の一環として、地域医療連携推進法人において常にインターネット等において公表すること。
--	--	---

法律	政省令	通知
医療法 〔認定の基準〕 第70条の3 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。 一 医療連携推進業務（第70条第2項に規定する医療連携推進業務をいう。以下この章において同じ。）を行うことを主たる目的とするものであること 二 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。 三 医療連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えないものであること。 四 第70条第1項第3号又は第4号に掲げる者が社員である場合には、同条第2項第3号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定款で定めているものであること。	医療法施行令 （特別の利益を与えてはならない一般社団法人の関係者） 第5条の15の2 法第70条の3第1項第3号に規定する政令で定める一般社団法人の関係者は、次に掲げる者とする。 一 当該一般社団法人の理事、監事又は職員 二 当該一般社団法人の社員又は基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金をいう。）の拠出者 三 前2号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族 四 前3号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 五 前2号に掲げる者のほか、第1号又は第2号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 六 前2号に掲げる者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの	第2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について （3）医療連携推進認定の基準について（法第70条の3・則第39条の7～39条の12関係） 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が以下の基準に適合すると認めるときは、医療連携推進認定をすることができること。都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 なお、当該一般社団法人は、あらかじめ、医療連携推進方針について、地域の医療関係者へ情報提供するとともに、地域医療連携推進法人は地域医療構想を達成するための一つの選択肢であることを踏まえ、予定する医療連携推進区域が属する構想区域における地域医療構想調整会議において説明し、理解を得ておくことが望ましいこと。 ① 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。（別添3の「1」に規定する事業費率が50％超であること。） ② 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。 ③ 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。（1）②における資金の貸付け等は当該特別の利益に当たらないものであること。（令第5条の15の2関係） ④ 病院等を開設する個人又は介護事業等に係る施設若しくは事業所を開設し、又は管理する個人が参加法人等である

五 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務以外の業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 六 医療連携推進方針が前条第2項及び第3項の規定に違反していないものであること。 七 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。 八 社員は、参加法人等及び医療連携推進区域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者とし	医療法施行規則 (法人が事業活動を支配する法人等) 第39条の6 令第5条の15の2第6号に規定する法人が事業活動を支配する法人として厚生労働省令で定めるものは、同条第2号に掲げる者であつて法人であるものが他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人(第3項において「子法人」という。)とする。 2 令第5条の15の2第6号に規定する法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるものは、一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。 3 前2項に規定する財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合とは、一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合をいう。	場合には、定款において参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めているものであること。 ⑤ 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 ⑥ 医療連携推進方針に(2)の事項を記載していること。 ⑦ 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。 ⑧ 社員は、参加法人及び(1)①に定める者に限る旨を定款で定めているものであること。 ⑨ 病院等を開設する参加法人等の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人等の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人等の議決権の合計を超えるものであること。 ⑩ 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。 ⑪ 社員は、各一個の議決権を有するものであること。ただし、定款の定めにおいて、 ・ 議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。 ・ 議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。 のいずれにも該当する場合は、この限りでないこと。
---	--	--

て厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること。 九 病院等を開設する参加法人等の数が二以上であるものであることその他の参加法人等の構成が第70条第1項に規定する目的（次号及び第11号イにおいて「医療連携推進目的」という。）に照らし、適当と認められるものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。 十 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。 十一 社員は、各一個の議決権を有する者であること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。 イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。 ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。 十二 参加法人等の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。 十三 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者として厚生労働省令で定めるものを社員並びに理事及び監事（次号において「役員」と	（参加法人の構成） 第39条の7 法第70条の3第1項第8号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）を開設する参加法人等の数が二以上であるものであること。 二 病院等を開設する参加法人等の有する議決権の合計が、法第70条第1項第2号に規定する介護事業等（以下この章において単に「介護事業等」という。）に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する参加法人等の有する議決権の合計を超えるものであること。 （社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者） 第39条の8 法第70条の3第1項第13号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 当該一般社団法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族 二 当該一般社団法人と利害関係を有する営利事業を営む	⑫ 参加法人等の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。 ⑬ 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事（以下「社員等」という。）としない旨を定款で定めていること。（則第39条の8関係） 社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがあり社員等としない者とは、具体的に以下であること。 （ア）当該一般社団法人と利害関係を有する営利団体の役員又は職員 （イ）上記役員の配偶者又は三親等内の親族 （ウ）当該一般社団法人と利害関係を有する営利事業の個人事業主 （エ）上記個人事業主の配偶者又は三親等内の親族 （オ）当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利団体の役員又は職員 （カ）当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業の個人事業主 （キ）（ア）～（カ）に類する者 なお、（ア）～（カ）に該当する者が非営利団体の役員等を兼務する場合であっても、当該欠格事由に該当することには変わりはないため、審査は実体的な判断の下に行われるものであること。また、（キ）については、例えば、（ア）～（カ）に該当する者から、地域医療連携推進法人や参加法人等の業務に関連した報酬等の経済的利益を受ける者が想定されること。また、（ア）及び（オ）の「営利団体」に
---	--	--

いう。)としない旨を定款で定めているものであること。 十四 役員について、次のいずれにも該当するものであること。 イ 役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くものであること。 ロ 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないものであること。 ハ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者として厚生労働省令で定める者であるものであること。 十五 代表理事を1人置いているものであること。 十六 理事会を置いているものであること。 十七 次に掲げる要件を満たす評議会(第70条の13第2項において「地域医療連携推進評議会」という。)を置く	個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族 三 当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員 四 当該一般社団法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人 五 前各号に掲げる者に類するもの (地域医療連携推進法人の役員と特殊の関係がある者) 第39条の9 法第70条の3第1項第14号ロに規定する役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。 一 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 二 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの 三 前2号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの (医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な理事) 第39条の10 法第70条の3第1項第14号ハに規定する厚生労働省令で定める者は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験を有する者とする。	は、例えば、実質的に利益の分配を行っている一般社団法人や一般財団法人等も含むものであること。 ⑭ 役員について、以下のいずれにも該当するものであること。 ・ 理事が3人以上及び監事が1人以上であること。 ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係にある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。(則第39条の9関係) ・ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。 ⑮ 代表理事を1人置いているものであること。 ⑯ 理事会を置いているものであること。 ⑰ 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。 ・ 診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること。具体的には、地域の医師会・歯科医師会を代表する者、患者団体を代表する者、医療連携推進区域が属する自治体の担当者等が想定されること。 ・ 参加法人等が予算の決定等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。 ・ 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務
---	--	--

旨を定款で定めているものであること。 イ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成するものであること。 ロ 当該一般社団法人が次号の意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べることができるものであること。 ハ 前条第2項第3号の目標に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるものであること。 十八 参加法人等が次に掲げる事項（その定款に第70条第2項第3号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定めている一般社団法人については、イ、ロ及びホに掲げる事項を除く。）その他重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。 イ 予算の決定又は変更 ロ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ ハ 事業に係る重要な資産の処分 ニ 事業計画の決定又は変更 ホ 定款又は寄附行為の変更 ヘ 法人の合併又は分割 ト 目的たる事業の成功の不能その他の厚生労働省令で定める事由による解散又は事業の廃止	（地域医療連携推進法人に意見を求めなければならない事項） 第39条の11 法第70条の3第1項第18号トに規定する厚生労働省令で定める事由は、目的たる事業の成功の不能とする。	の実施状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 ⑱ 参加法人等が予算の決定又は変更、借入金の借入れ、事業に係る重要な資産の処分、事業計画の決定又は変更、定款又は寄附行為の変更、法人の合併又は分割、解散又は事業の廃止その他の医療連携推進業務を行うに当たり重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないとする旨を定款で定めているものであること。ただし、当該一般社団法人の定款に、参加法人等が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めている場合には、参加法人等が当該一般社団法人に対して意見を求めなければならない重要事項から、予算の決定又は変更、借入金の借入れ及び定款又は寄附行為の変更について除くことができること。 なお、例えば、独立行政法人が参加法人等である場合は、その主務大臣及び独立行政法人の意思決定の自主性が尊重される必要があることも踏まえ、当該一般社団法人の意見について法的拘束力までではないことに留意すること。また、当該一般社団法人に意見を求めなければならない重要な事項については、参加法人等の合意のもと定款にすべて具体的に明記すること。 ⑲ 医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団たる医療法人であつ
--	---	---

十九 第70条の2第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第70条の22において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第30条第2項に規定する医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもの（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。 二十 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。 二十一 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。 2 都道府県知事は、医療連携推進認定をするに当たっては、当該都道府県の医療計画において定める地域医療構想との整合性に配慮するとともに、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。	（残余財産の帰属すべき者となることができる者等） 第39条の12 法第70条の3第1項第19号に規定する厚生労働省令で定める者は、第31条の2各号に掲げる者とする。（※） ※①法第31条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの ②財団である医療法人又は社団である医療法人であって持分の定めないもの （公益認定を受けている場合の特例） 第39条の30 地域医療連携推進法人が公益認定法第4条の規定による認定を受けた法人である場合は、法第70条の3第1項第19号及び第20号の規定は、適用しない。	て持分の定めないもの又は財団たる医療法人（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。 ⑳ 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。
---	---	---

法律	政省令	通知
医療法 【欠格事由】 第70条の4 次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができない。 一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの イ 地域医療連携推進法人（次条第1項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）が第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ この法律その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	医療法施行令 （保健医療又は社会福祉に関する法律） 第5条の15の3 法第70条の4第1号ロの政令で定める保健医療又は社会福祉に関する法律は、次のとおりとする。 一 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 二 医師法（昭和23年法律第201号） 三 歯科医師法（昭和23年法律第202号） 四 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号） 六 生活保護法（昭和25年法律第144号） 七 社会福祉法（昭和26年法律第45号） 八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） 九 老人福祉法（昭和38年法律第133号）	第2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について （4）医療連携推進認定を受けることができない一般社団法人について（法第70条の4・令第5条の15の3関係） 次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができないこと。 ① 医療連携推進認定の取消しの日から5年を経過しないものであること。 ② 暴力団員がその事業活動を支配するものであること。 ③ 理事・監事に、次のいずれかに該当する者がいること。 ・ 医療連携推進認定の取消しの日から5年を経過しないものであり、その原因となった事実があった日の1年以内に当該法人の理事であった者 ・ 医療法等の保健医療又は社会福祉に関する法律により、罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった等の日から5年を経過しない者 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった等の日から5年を経過しない者 ・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 なお、保健医療又は社会福祉に関する法律とは、医療法のほか、以下に掲げるものであること（以下略。）。 《左記の政省令欄にあるとおり》

	十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号） 十一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号） 十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号） 十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号） 十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号） 十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号） 十六 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号） 十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成２５年法律第８５号） 十八 国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号。第１２条の５第１５項及び第１７項から第１９項までの規定に限る。） 十九 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号） 二十 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成２８年法律第１１０号） 二十一 第５条の５の８各号に掲げる法律(※) ※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）、栄養士法（昭和２２年法律第２４５号）、保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）、歯科衛生士法	
--	---	--

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第3号において「暴力団員等」という。） 二 第70条の2第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの 三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	（昭和23年法律第204号）、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）、歯科技工士法（昭和30年法律第168号）、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）、義肢装具士法（昭和62年法律第61号）、救急救命士法（平成3年法律第36号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）、言語聴覚士法（平成9年法律第132号）	
--	--	--

法律	政省令	通知
医療法 〔名称〕 第 7 0 条の 5 医療連携推進認定を受けた一般社団法人（以下「地域医療連携推進法人」という。）は、その名称中に地域医療連携推進法人という文字を用いなければならない。 2 地域医療連携推進法人は、その名称中の一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。 3 前項の規定による名称の変更の登記の申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならない。 4 地域医療連携推進法人でない者は、その名称又は商号中に、地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。 5 地域医療連携推進法人は、不正の目的をもって、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。		第 2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について （ 5 ）地域医療連携推進法人の名称について（法第 7 0 条の 5 ・ 第 9 4 条関係） 医療連携推進認定を受けた法人は、その名称中に地域医療連携推進法人という文字を用いなければならない、当該認定を受けていない者は、その名称・商号中に、地域医療連携推進法人と誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこと。 医療連携推進認定により、定款における、一般社団法人の文字を地域医療連携推進法人と変更したものとみなされるが、名称の変更の登記は法人自ら行う必要があり、その申請書には、医療連携推進認定を受けたことを証する書面を添付しなければならないこと。 不正の目的をもって、他の地域医療連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称・商号を使用してはならないこと。 誤認のおそれのある文字、名称・商号を用いた地域医療連携推進法人は、1 0 万円以下の過料に処されること。 また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、例えば、「公益社団法人・地域医療連携推進法人〇〇」と称することとすること。

法律	政省令	通知
医療法 【公示】 第 7 0 条の 6 都道府県知事は、医療連携推進認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。	医療法施行規則 （公示の方法） 第 3 9 条の 1 3 法第 7 0 条の 6 及び第 7 0 条の 2 1 第 4 項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	第 2 制度内容 1 地域医療連携推進法人の認定について （6）地域医療連携推進法人の公示について（法第 7 0 条の 6 ・則第 3 9 条の 1 3 関係） 都道府県知事は、医療連携推進認定をしたときは、その旨をインターネット等により公示しなければならないこと。

法律	政省令	通知
医療法 【地域医療連携推進法人の責務】 第70条の7 地域医療連携推進法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その医療連携推進区域において病院等を開設し、又は介護事業等に係る施設若しくは事業所を開設し、若しくは管理する参加法人等の業務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。		第2 制度内容 2 地域医療連携推進法人の業務等について （1）地域医療連携推進法人の役割について（法第70条の7 関係） 地域連携推進法人は、医療連携推進区域において、参加法人等の機能の分担及び業務の連携の推進等を図り、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならないこと。 その際、地域医療構想を策定する地域医療構想調整会議等における、地域の医療・介護の情報を地域医療連携推進法人の運営に活用するとともに、医療過疎地域における医療等、それぞれの地域において必要な医療を提供できる体制を構築するよう努めなければならないこと。また、健康管理から看取りまでできる体制を円滑に機能させるためにも、地域医療連携推進法人やその参加法人等は、地域住民の医療等の相談に対応するような関係を築いておくことが重要であると考えられること。

法律	政省令	通知
医療法 〔業務等〕 第 7 0 条の 8 地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針において、第 7 0 条の 2 第 4 項に規定する事項を記載した場合に限り、参加法人等が開設する病院等及び参加法人等が開設し、又は管理する介護事業等に係る施設又は事業所に係る業務について、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的とする業務を行うことができる。 2 地域医療連携推進法人（その定款に第 7 0 条第 2 項第 3 号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定めている地域医療連携推進法人を除く。）は、次に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができる。 一 出資を受ける事業者が医療連携推進区域における医療連携推進業務と関連する事業を行うものであること。 二 出資に係る収益を医療連携推進業務に充てるものであること。 三 その他医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。 3 地域医療連携推進法人が、病院等を開設（地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として行う公の施設である病院等の管理を含む。）し、又は介護事業等に係る	医療法施行規則 （出資を行うことができる場合の要件） 第 3 9 条の 1 4 法第 7 0 条の 8 第 2 項第 3 号に規定する厚生労働省令で定める要件は、地域医療連携推進法人が、当該地域医療連携推進法人から出資を受ける事業者の議決権の全部を有するものであることとする。 （開設等に当たり認定都道府県知事の確認を受けなければならない施設又は事業所） 第 3 9 条の 1 5 法第 7 0 条の 8 第 3 項及び第 7 0 条の 1 7 第 6 号に規定する厚生労働省令で定める施設又は事業所は、社会福祉法第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業（以	第 2 制度内容 2 地域医療連携推進法人の業務等について （2）地域医療連携推進法人の業務について（法第 7 0 条の 8 ・則第 3 9 条の 1 4 ～第 3 9 条の 1 6 関係） ① 地域医療連携推進法人は、医療連携推進方針において記載した場合には、介護事業等の連携の推進を図るための業務を行うことができること。 ② 地域医療連携推進法人（その定款に、参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めている地域医療連携推進法人を除く。以下、②及び③において同じ。）は、以下に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができること。 ・ 出資を受ける事業者が、医療連携推進区域において、医療連携推進業務と関連する事業を行うものであること。 ・ 出資に係る収益を、医療連携推進業務に充てるものであること。 ・ 地域医療連携推進法人が、当該事業者の議決権の全てを保有すること。したがって、当該事業者に関して、地域医療連携推進法人以外の出資者や株主は存在しないものであること。また、地域医療連携推進法人以外の者が、議決権の無い優先株式を保有して当該事業者から配当等を得ることもできないこと。 ・ 剰余金の配当が禁止されていることにかんがみ、地

施設若しくは事業所であって厚生労働省令で定めるものを開設し、若しくは管理しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、医療連携推進認定をした都道府県知事（以下この章において「認定都道府県知事」という。）の確認を受けなければならない。 4 地域医療連携推進法人は、前項の確認を受けなければ、病院の開設の許可の申請、社会福祉法第62条第2項の許可（厚生労働省令で定める施設の設置に係るものに限る。）の申請その他の厚生労働省令で定める申請をすることができない。 5 認定都道府県知事は、第3項の確認をし、又は確認をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。	下单に「第一種社会福祉事業」という。）に係る施設又は事業所とする。 医療法施行規則 （認定都道府県知事の確認を受けていない地域医療連携推進法人が行う申請等） 第39条の16 法第70条の8第4項に規定する厚生労働省令で定める施設は、介護事業等に係る施設のうち、第一種社会福祉事業を行うものとする。 2 法第70条の8第4項に規定する厚生労働省令で定める申請は、病院等の開設の許可の申請又は社会福祉法第62条第2項の規定による許可の申請（前項に規定する施設の設置に係るものに限る。）とする。	域医療連携推進法人は、当該事業者の事業活動を適切に支配・管理する必要があること。また、当該事業者が行う出資において当該事業者以外の出資者や株主が存在することは、地域医療連携推進法人が出資を行うことができる場合を限定している趣旨から逸脱するおそれがあることから認められないこと。 ③ 地域医療連携推進法人は、以下に掲げる要件に該当する場合に限り、参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集を行うことができること。 資金の貸付けの場合、当該貸付け業務は、貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項第2号の規定に該当し、貸金業には当たらないため、同法に定める登録等は不要であること。 また、貸付けの際は、以下を満たす必要があること。 ・ 地域医療連携推進法人が実施する貸付けが、参加法人等（個人を除く。）が病院等に関する業務を行うのに必要な資金を調達するための支援という目的を逸脱していないこと。 ・ 契約書類が適正に作成・保管されており、償還方法や償還期限等が明確になっていること。 ・ 適正な利率が設定されていること。 ・ 返済不能時に備えて、担保や保証人の設定等が適切に行われていること。 ④ 地域医療連携推進法人は、病院等、診療所、介護老人
---	---	---

		保健施設又は介護事業等に係る施設若しくは事業所であつて第一種社会福祉事業に係るもの（一般社団法人が開設できるものに限る。）を開設しようとするときは、あらかじめ、医療連携推進業務の実施に支障のないことについて、認定都道府県知事の確認を受けなければ、これらの 開設の許可の申請を行うことができないこと。 認定都道府県知事は、当該確認等をするに当たって、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 ⑤ 地域医療連携推進法人は、①から④以外にも、幅広い業務を医療連携推進業務として実施可能であるが、その場合であっても、病院等の業務の連携に資するものである必要があり、したがって、業務連携に何ら関連のない医療の実施については医療連携推進業務とはみなされないこと。
--	--	---

法律	政省令	通知
医療法 〔医療連携推進目的事業財産〕 第70条の9 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第18条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、同条中「公益目的事業財産」とあるのは「医療連携推進目的事業財産」と、「公益目的事業を」とあるのは「医療法（昭和23年法律第205号）第70条第2項に規定する医療連携推進業務（以下この条において「医療連携推進業務」という。）を」と、「内閣府令」とあるのは「、厚生労働省令」と、同条第1号中「公益認定」とあるのは「医療法第70条の2第1項に規定する医療連携推進認定（以下この条において「医療連携推進認定」という。）」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第2号及び第3号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第4号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「収益事業等」とあるのは「医療連携推進業務以外の業務」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同条第7号中「公益認定」とあるのは「医療連携推進認定」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、同条第8号中「公益目的事業」とあるのは「医療連携推進業務」と、「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と読み替えるものとする。	医療法施行規則 （医療連携推進目的取得財産の使用又は処分に係る正当な理由） 第39条の17 法第70条の9において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第18条に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。 一 善良な管理者の注意を払ったにもかかわらず、財産が滅失又は毀損した場合 二 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を破棄することが相当な場合 三 当該地域医療連携推進法人が公益認定法第4条(※)の規定による認定を受けた法人である場合 ※「公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。」 （医療連携推進業務以外の業務から生じた収益に乗じる割合） 第39条の18 法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第4号に規定する厚生労働省令で定める割合は、百分の五十とする。 （医療連携推進業務の用に供するものである旨の表示の方法） 第39条の19 法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第7号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細表において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。	第2 制度内容 2 地域医療連携推進法人の業務等について （3）医療連携推進目的事業財産について（法第70条の9・則第39条の17～第39条の20関係） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第18条の規定を準用し、地域医療連携推進法人は、医療連携推進目的事業財産については、医療連携推進事業に使用しなければならないこと。なお、医療連携推進業務以外の業務から生じた収益の50％は、医療連携推進目的事業財産とする必要があること。また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合には、公益認定法の規定を遵守する必要がある、公益目的事業財産及び公益目的取得財産残額に係る公益認定法の規定については、医療連携推進目的事業財産及び医療連携推進目的取得財産残額に係る医療法の規定に優先して適用されるものであること。

	2 継続して医療連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。 （医療連携推進業務を行うことにより取得し、又は医療連携推進業務を行うために保有していると認められる財産） 第39条の20 法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第8号に規定する厚生労働省令で定める財産は、次に掲げる財産とする。 一 医療連携推進認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第27条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。）のうち、その徴収に当たり使途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり医療連携推進業務に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産 二 医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進目的保有財産（第5号及び第6号並びに法第70条の9において準用する公益認定法第18条第5号及び第6号並びに第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第7号に掲げる財産をいう。以下同じ。）から生じた収益の額に相当する財産 三 医療連携推進目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産 四 医療連携推進目的保有財産以外の財産とした医療連携推進目的保有財産の額に相当する財産 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財	
--	--	--

	産 六 医療連携推進認定を受けた日以後に第1号から第4号まで及び法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第1号から第4号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であつて、同日以後に前条第1項の規定により表示したもの 七 法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第1号から第4号まで、第7号及び第8号並びに法第70条の9において準用する公益認定法第18条第5号及び第6号並びに前各号に掲げるもののほか、当該地域医療連携推進法人の定款又は社員総会において、医療連携推進業務のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産	
--	---	--

● **公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第18条については、次のとおり**

- 第18条** 公益法人は、次に掲げる財産を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 一 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
 - 二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）
 - 三 公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業に係る活動の対価として得た財産
 - 四 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産
 - 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
 - 六 第5条第16号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）
 - 七 公益認定を受けた日の前に取得した財産であつて同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産
 - 八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

法律	政省令	通知
医療法 〔資産〕 第 70 条の 10 第 4 1 条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、 同条第 2 項中 「医療法人の開設する医療機関の規模等」とあるのは、「第 70 条の 5 第 1 項に規定する地域医療連携推進法人が行う第 70 条第 2 項に規定する医療連携推進業務」と読み替えるものとする。	医療法施行規則 （地域医療連携推進法人の資産） 第 39 条の 2 1 地域医療連携推進法人は、医療連携推進業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならない。	第 2 制度内容 2 地域医療連携推進法人の業務等について （4）地域医療連携推進法人が業務を行うに必要な資産について（法第 70 条の 10・則第 39 条の 2 1 関係） 地域医療連携推進法人は、法第 4 1 条の規定を準用し、業務を行うに必要な施設、設備又は資金を有しなければならないこと。

● 第 4 1 条については、次のとおり

〔資産〕

第 4 1 条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

法律	政省令	通知
医療法 〔参加法人等の標章の掲示〕 第 70 条の 11 参加法人等は、その開設する参加病院等及び参加介護施設等に係る業務について、医療連携推進方針に沿った連携の推進が図られることを示すための標章を当該参加病院等及び参加介護施設等に掲示しなければならない。		第 2 制度内容 2 地域医療連携推進法人の業務等について （5）参加病院等の広告及び標章について（法第 6 条の 5・第 70 条の 11 関係） 地域医療連携推進法人の参加病院等である場合には、その旨を広告しても差し支えないこと。 また、参加法人等は、医療連携推進方針に沿った連携の推進が図られることを示すため、その開設する参加病院等・参加介護施設等に標章（ロゴマーク）を掲示しなければならないこと。標章（ロゴマーク）については、当該地域医療連携推進法人が特定できるものであればよく、図案がなく文字だけのものであっても構わないものであること。

● 第 6 条の 5 については、次のとおり

〔医業、歯科医業等に関する広告の制限〕

第 6 条の 5 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための表示（以下この節において単に「広告」という。）をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

3 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

七 地域医療連携推進法人（第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。第三十条の四第十二項において同じ。）の参加病院等（第七十条の二第二項第二号に規定する参加病院等をいう。）である場合には、その旨

法律	政省令	通知
医療法 〔監事〕 第 7 0 条の 1 2 第 4 6 条の 5 の 3 第 3 項の規定は、地域医療連携推進法人の理事について準用し、 第 4 6 条の 5 第 9 項及び第 4 6 条の 5 の 3 第 3 項 の規定は、地域医療連携推進法人の監事について準用する。 2 地域医療連携推進法人の監事に関する 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 0 0 条 の規定の適用については、同条中「理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）」とあるのは、「認定都道府県知事（医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 0 条の 8 第 3 項に規定する認定都道府県知事をいう。）、社員総会又は理事会」とする。		第 2 制度内容 2 地域医療連携推進法人の業務等について （6）地域医療連携推進法人の理事及び監事について（法第 7 0 条の 1 2 関係） 理事及び監事については、定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならないこと。また、監事の任期は 2 年を超えることはできないが、ただし、再任を妨げないこと。 監事は、理事が不正行為等を行っていると認めるときは、遅滞なく、認定都道府県知事、社員総会又は理事会に報告しなければならないこと。

● **第 4 6 条の 5 の 3、第 4 6 条の 5 及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 0 0 条については、次のとおり**

〔役員等に欠員を生じた場合の措置〕

第 4 6 条の 5 の 3

3 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

〔役員を選任〕

第 4 6 条の 5

9 役員任期は、2 年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第 1 0 0 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を**理事（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会）**に報告しなければならない。

法律	政省令	通知
医療法 【公表等】 第 70 条の 13 地域医療連携推進法人は、 第 70 条の 3 第 1 項第 17 号 ハの評価の結果を公表しなければならない。 2 地域医療連携推進法人は、 第 70 条の 3 第 1 項第 17 号 ハの地域医療連携推進評議会の意見を尊重するものとする。		第 2 制度内容 2 地域医療連携推進法人の業務等について （7）地域医療連携推進評議会の意見等について（法第 70 条の 13 関係） 地域医療連携推進評議会は、医療連携推進方針に記載されている、参加病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する目標に照らし、地域医療連携推進法人の業務の実施の状況について評価を行い、地域医療連携推進法人は、その結果を公表しなければならないこと。 地域医療連携推進法人は、地域医療連携推進評議会の意見を尊重するものとする。

● **第 70 条の 3 第 1 項第 17 号ハについては、次のとおり**

前条第 2 項第 3 号の目標（「**参加法人等が医療連携推進区域において開設する病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項**」）に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるものであること。

法律	政省令	通知
医療法 〔計算〕 第 7 0 条の 1 4 前章第 4 節（第 5 0 条、第 5 0 条の 2、第 5 1 条の 2 第 5 項及び第 5 1 条の 4 第 1 項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、第 5 1 条第 1 項中「関する報告書」とあるのは「関する報告書、第 7 0 条第 2 項第 3 号の支援及び第 7 0 条の 8 第 2 項の出資の状況に関する報告書」と、同条第 2 項中「医療法人（その事業活動の規模その他の事業を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）」とあるのは「地域医療連携推進法人」と、同条第 5 項中「第二項の医療法人」とあるのは「地域医療連携推進法人（その定款に第 7 0 条第 2 項第 3 号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定めている地域医療連携推進法人のうち、その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当しない者（以下「特定地域医療連携推進法人」という。）を除く。）」と、第 5 1 条の 3 第 1 項中「医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。次項において同じ。）」とあるのは「地域医療連携推進法人」と、同項中「社員総会又は同条第 5 項において読み替えて準用する同条第 3 項の承認をした評議員会の終結後遅滞なく、同項（同条第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「社員総会の終結後遅滞なく、同項」と、第 5 1 条の 4 第 2 項中「社会医療法人及び第 5 1 条第 2 項の医療法人（社会医療法人を除く。）」とあるのは「地域医療連携推進法人」と、「書類（第 2 号に掲げる書類にあ	医療法施行規則 （医療法人の計算に関する規定の準用） 第 3 9 条の 2 2 前章第 4 節（第 3 2 条の 5、第 3 2 条の 6 第 2 号ロ、第 3 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項、第 3 3 条の 2、第 3 3 条の 2 の 7 第 2 項並びに第 3 3 条の 2 の 8 を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する（以下略。）。	第 2 制度内容 2 地域医療連携推進法人の業務等について （8）地域医療連携推進法人の計算について（法第 7 0 条の 1 4 ・ 則第 3 9 条の 2 2 ・ 地域医療連携推進法人会計基準 平成 2 9 年厚生労働省令第 1 9 号関係） 地域医療連携推進法人は、法第 6 章第 4 節の規定を準用し、計算に関する規定が適用されること。その中で、地域医療連携推進法人は、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないこととされているものであること。ただし、次のいずれにも該当する場合には、当該監査を要しないものであること。 ・ 定款に、参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資を行わない旨を定めていること。 ・ 以下の基準に該当しないこと。最終会計年度（法 7 0 条の 1 4 により読み替えて準用する 法第 5 1 条第 1 項の事業報告書等につき、同じく読み替えて準用する同条第 6 項の承認を受けた直近の会計年度をいう。）に係る貸借対照表の負債の部に計上した 額の合計額が 50 億円以上または 最終計年度に係る損益計算書の事業収益の部に計上した 額の合計額が 70 億円以上であること。 また、貸借対照表 及び損益計算書の作成については、地域医療連携推進法人会計基準及び「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成 29 年 3 月 21 日医政発 0321 第 5 号厚生労働省医政局長通知）に

っては、第51条第2項の医療法人に限る。）」とあるのは「書類（特定地域医療連携推進法人にあっては、第2号に掲げる書類を除く。）」と、同項第1号中「前項各号に掲げる書類」とあるのは「事業報告書等、第46条の8第3号の監査報告書及び定款」と、同条第3項中「監事の監査報告書」とあるのは「第46条の8第3号の監査報告書」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、第52条第1項中「書類」とあるのは「書類（特定地域医療連携推進法人にあっては、第三号に掲げる書類を除く。）」と、同項第2号中「監事の監査報告書」とあるのは「第46条の8第3号の監査報告書」と、同項第3号中「第51条第2項の医療法人にあっては、公認会計士等」とあるのは「公認会計士等」と読み替えるものとする。		によるものであること。 医政支発 0217 第3号 平成 29 年 2 月 17 日 各都道府県医政主管部(局)長 殿 厚生労働省医政局医療経営支援課長 地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について 医療法（昭和23年法律第205号）第70条の14において準用する同法第51条第1項に規定する事業報告書等及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第33条の2の3に規定する監事の監査報告書の様式について下記のとおり定めたので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。 記 別添1 事業報告書 別添2 関係事業者との取引の状況に関する報告書 別添3 法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書 別添4 法第78条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書 別添5 監事監査報告書 ○平成29年3月21日付け医政発 0321 第5号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知「地域医療連携推進法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」 1 本運用指針について 本運用指針は、法第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人が、第70条の14の規定により準用する第51条第1項の規定により作成する事業報告書等のうち、会計情報である財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表を作成する際の基準、様式等について定めるものである。 ここに示した財産目録等を作成する際の科目は、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を追加することができる。また、科目及び金額の重要性が乏しい
---	--	--

		場合には省略することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。 2 重要な会計方針に記載する事項について 会計基準第3条第5号に規定する「その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項」の例は、補助金等の会計処理方法、企業会計で導入されている会計処理等の基準を適用する場合の当該基準である。 3 貸借対照表等の様式について 貸借対照表は会計基準第6条第2項で定める様式第一号により、損益計算書は会計基準第13条第2項で定める様式第二号による。 4 棚卸資産の評価方法等について 棚卸資産の評価基準及び評価方法については重要な会計方針に該当し、棚卸資産の評価方法は、先入先出法、移動平均法、総平均法の中から選択適用することを原則とするが、最終仕入原価法も期間損益の計算上著しい弊害がない場合には用いることができる。また、時価がその取得価額よりも低くなった場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。なお、棚卸資産のうち、重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、その買入時又は払出時に費用として処理する方法を採用することができる。 5 減価償却の方法等について 固定資産の減価償却方法は、重要な会計方針に係る事項に
--	--	---

		該当するため、減価償却方法を、例えば定率法から定額法へ変更した場合には、重要な会計方針の変更に該当することとなるが、固定資産の償却年数又は残存価額の変更については、重要な会計方針の変更には該当しない。しかし、この変更に重要性がある場合には、その影響額を会計基準第17条第8号の事項として注記する。 また、租税特別措置による特別償却額のうち一時償却は、重要性が乏しい場合には、重要性の原則の適用により、正規の減価償却とすることができる。 6 リース取引の会計処理について ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うことを原則とするが、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合には、賃貸借処理を行うことができる。 7 引当金の取扱いについて 引当金は、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に計上する。その計上基準は、重要な会計方針として記載することとなるが、引当金のうち重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、これを計上しないことができる。 未収金、貸付金等の金銭債権のうち徴収不能と認められる額がある場合には、その金額を合理的に見積もって、貸倒引当金を計上する。なお、貸借対照表の表記において、
--	--	---

		債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高を、会計基準第17条第8号の事項として注記する。 退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものを計上する。当該計算は、退職給付に関する会計基準（平成24年5月17日企業会計基準委員会）に基づいて行うものであり、企業会計における実務上の取扱いと同様とする。 8 退職給付会計における退職給付債務の期末要支給額による算定について 退職給付会計の適用に当たり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の地域医療連携推進法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務時間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない地域医療連携推進法人や、原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる地域医療連携推進法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができる。 9 税効果会計の適用について 税効果会計は、原則的に適用することとするが、一時差異等の金額に重要性がない場合には、重要性の原則の適用により、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。 なお、繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場
--	--	--

		合には、主な発生原因別内訳を会計基準第17条第8号の事項として注記する。 10 経過勘定項目について 前払費用、未収収益、未払費用及び前受収益のうち、重要性の乏しいものについては、重要性の原則の適用により、経過勘定項目として処理しないことができる。 11 子会社株式の評価について 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理するとともに、当該実質価額を以降の取得価額とする。 12 基本財産の取扱いについて 定款において基本財産の規定を置いている場合であっても、貸借対照表及び財産目録には、基本財産としての表示区分は設ける必要はないが、当該基本財産の前会計年度末残高、当該会計年度の増加額、当該会計年度の減少額及び当該会計年度末残高について、貸借対照表の科目別に会計基準第17条第8号の事項として注記する。 13 積立金の区分について 積立金は、各会計年度の当期純利益又は当期純損失の累計額から当該累計額の直接減少額を差し引いたものとなるが、その性格により以下のとおり区分する。
--	--	--

		① 基金の拠出者への返還に伴い、返還額と同額を計上した代替基金 ② 固定資産圧縮積立金、特別償却準備金のように法人税等の規定による積立金経理により計上するもの ③ 将来の特定目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき計上するもの（以下「特定目的積立金」という） なお、特定目的積立金を計上する場合には、特定目的積立金とする金額について、当該特定目的を付した特定資産として、通常の資産とは明確に区別しなければならない。 ④ 上記各積立金以外の繰越利益積立金 14 補助金等の会計処理について 地域医療連携推進法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、固定資産の取得に係る補助金等については、特別利益に計上した上で直接減額方式又は積立金経理により圧縮記帳し、運営費補助金のように補助対象となる支出が経常費用に計上されるものについては、経常収益に計上する。 なお、補助金等の会計処理方法は、会計基準第3条第5号の事項として注記するものとし、補助金等に重要性がある場合には、補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額を会計基準第17条第8号の事項として注記する。 この場合の「補助金等」とは、補助金、負担金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金等をいう。 なお、補助金等には役務の対価としての委託費等については含まない。
--	--	---

		15 特別損益の部における特別利益又は特別損失に属する項目について 特別損益の部における特別利益又は特別損失に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。 なお、特別利益又は特別損失に属する項目であっても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常損益の部に記載することができる。 16 経常費用における事業費と管理費の区分について 事業費には「事業の目的のために直接要する費用」を計上する。 管理費には「事務局経費など、各種の事業の管理等をするため、法人全体に共通して発生する費用又は法人運営のために毎年度経常的に要する費用」を計上する。 17 継続事業の前提に関する注記について 継続事業の前提に関する注記は、当該地域医療連携推進法人の会計年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他将来にわたって事業を継続することの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合におけるその内容を記載する。 18 重要な偶発債務に関する注記について 重要な偶発債務に関する注記は、債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、重要な係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない事象で、将来におい
--	--	--

		て事業の負担となる可能性のあるものが発生した場合にその内容を記載する。 19 重要な後発事象に関する注記について 重要な後発事象に関する注記は、当該地域医療連携推進法人の会計年度の末日後、当該地域医療連携推進法人の翌会計年度以降の財政状態又は損益の状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合にその内容を記載する。 20 関係事業者に関する注記について 法第70条の14の規定により準用する第51条第1項に定める関係事業者との取引（※）について、次に掲げる事項を関係事業者ごとに注記しなければならない。なお、参加法人との取引についても、対象外となるわけではない。 ① 当該関係事業者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期末における総資産額及び事業の内容 ② 当該関係事業者が個人の場合には、その氏名及び職業 ③ 当該地域医療連携推進法人と関係事業者との関係 ④ 取引の内容 ⑤ 取引の種類別の取引金額 ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針 ⑦ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高 ⑧ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容 ただし、関係事業者との間の取引のうち、次に定める取引については、上記の注記を要しない。
--	--	---

		イ 一般競争入札による取引及び預金利息その他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引 ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い ※ 関係事業者とは、当該地域医療連携推進法人と②に掲げる取引を行う場合における①に掲げる者をいうこと。 ① 当該地域医療連携推進法人と②に掲げる取引を行う者 イ 当該地域医療連携推進法人の役員及び社員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族） ロ 当該地域医療連携推進法人の役員及び社員又はその近親者が代表者である法人及び地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者 ハ 当該地域医療連携推進法人の役員及び社員又はその近親者が、株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人 ニ 他の法人の役員が、当該地域医療連携推進法人の社員総会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人 ホ ハの法人の役員が、他の法人（当該地域医療連携推進法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人 ② 当該地域医療連携推進法人と行う取引 イ 経常収益又は経常費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該地域医療連携推進法人の当該会計年度における経常収益の総額又は経常費用の総額の10パーセント
--	--	---

		以上を占める取引 ロ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引 ハ 資産又は負債の総額が、当該地域医療連携推進法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引 ニ 資金貸借及び有形固定資産の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該地域医療連携推進法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引 ホ 事業の譲受又は譲渡の場合にあっては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が1千万円以上であり、かつ当該地域医療連携推進法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引 21 参加法人との取引に関する注記について 当該地域医療連携推進法人が参加法人と行う取引の内容について、経常収益、経常費用、特別利益、特別損失、金銭債権及び金銭債務の額を会計基準第17条第7号の事項として参加法人ごとに注記しなければならない。なお、注記する事項について、主要な勘定科目別の額を記載することができる。 22 貸借対照表等注記事項について 会計基準第17条第8号に規定する「その他地域医療連携推進法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項」の例は、以下のようなものがある。
--	--	--

		① 固定資産の償却年数又は残存価額の変更に重要性がある場合の影響額 ② 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高 ③ 原則法を適用した場合の退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容 ④ 繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合の主な発生原因別内訳 ⑤ 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額 23 純資産変動計算書について 純資産変動計算書は、純資産の部の科目別に前期末残高、当期変動額及び当期末残高を記載する。なお、当期変動額は、当期純利益、拋出額、返還又は払戻額、振替額等原因別に表記する。 純資産変動計算書の様式は、様式第三号による。 24 財産目録について 財産目録は、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、価額及び必要な情報を表示する。 財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分して、純資産合計の額を表示する。「貸借対照表科目」には、「現金」「土地」等を、「場所・物量等」には「手持保管」「〇〇市〇
--	--	--

		〇町〇〇」等を、「使用目的等」には「運転資金として」「医療連携推進目的保有財産であり、〇〇事業に使用している」等を記載する。 財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一とする。 財産目録の医療連携推進目的取得財産残額の額は、純資産増減計算内訳表の医療連携推進業務会計の期末純資産残高と同額を記載すること。 財産目録の様式は、様式第四号による。 25 附属明細表について 附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。 ① 有形固定資産等明細表 ② 引当金明細表 ③ 純資産増減計算内訳表 附属明細表の様式は、様式第五号、様式第六号及び様式第七号による。 26 純資産増減計算内訳表について 内訳表は、損益計算書の科目及び基金の増減並びに純資産の残高について、医療連携推進事業に関する会計（医療連携推進業務会計）、その他の事業に関する会計（その他業務会計）及び管理業務のうち医療連携推進業務会計又はその他業務会計に計上するもの以外のものに関する会計（法人会計）の3つに区分して表示する。 医療法第70条の9の規定に留意し、医療連携推進目的事業財産の増減は、医療連携推進業務会計の区分に計上すること。
--	--	--

		【参考】 （医療法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条の規定） 地域医療連携推進法人は、次に掲げる財産（以下「医療連携推進目的事業財産」という。）を医療法（昭和23年法律第205号）第70条第2項に規定する医療連携推進業務（以下この条において「医療連携推進業務」という。）を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、厚生労働省令※1で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。 ※1：医療法施行規則第39条の17 法第70条の9において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第18条に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、次に掲げる場合とする。 - 一 善良な管理者の注意を払ったにもかかわらず、財産が滅失又は毀損した場合 - 二 財産が陳腐化、不適応化その他の理由によりその価値を減じ、当該財産を破棄することが相当な場合 - 三 当該地域医療連携推進法人が公益認定法第4条の規定による認定を受けた法人である場合 一 医療法第70条の2第1項に規定する医療連携推進認定（以下この条において「医療連携推進認定」という。）を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が医療連携推進業務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。） 二 医療連携推進認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が医療連携推進業
--	--	---

		務以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。) 三 医療連携推進認定を受けた日以後に行った医療連携推進業務に係る活動の対価として得た財産 四 医療連携推進認定を受けた日以後に行った医療連携推進業務以外の業務から生じた収益に厚生労働省令※2で定める割合を乗じて得た額に相当する財産 ※2：医療法施行規則第39条の18 法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第4号に規定する厚生労働省令で定める割合は、100分の50とする。 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産 六 第5条第16号に規定する財産(前各号に掲げるものを除く。) 七 医療連携推進認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に厚生労働省令※3で定める方法により医療連携推進業務の用に供するものである旨を表示した財産 ※3：医療法施行規則第39条の19 法第70の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第7号に規定する厚生労働省令で定める方法は、財産目録、貸借対照表又はその附属明細表において、財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示する方法とする。 2 継続して医療連携推進業務の用に供するために保有している財産以外の財産については、前項の方法による表示をすることができない。 八 前各号に掲げるもののほか、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進業務を行うことにより取得し、又は医
--	--	--

		療連携推進業務を行うために保有していると認められるものとして厚生労働省令※４で定める財産 ※４：医療法施行規則第39条の20 法第70条の９において読み替えて準用する公益認定法第18条第８号に規定する厚生労働省令で定める財産は、次に掲げる財産とする。 一 医療連携推進認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第27条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。）のうち、その徴収に当たり用途が定められていないものの額に100分の50を乗じて得た額又はその徴収に当たり医療連携推進業務に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産 二 医療連携推進認定を受けた日以後に医療連携推進目的保有財産（第５号及び第６号並びに法第70条の９において読み替えて準用する公益認定法第18条第５号及び第６号並びに法第70条の９において読み替えて準用する公益認定法第18条第７号に掲げる財産をいう。以下同じ。）から生じた収益の額に相当する財産 三 医療連携推進目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産 四 医療連携推進目的保有財産以外の財産とした医療連携推進目的保有財産の額に相当する財産 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産 六 医療連携推進認定を受けた日以後に第１号から第４号まで及び法第70条の９において読み替えて準用する公益認定法第18条第１号から第４号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であつて、同日以後に前条
--	--	--

		第1項の規定により表示したもの 七 法第70条の9において読み替えて準用する公益認定法第18条第1号から第4号まで、第7号及び第8号並びに法第70条の9において準用する公益認定法第18条第5号及び第6号並びに前各号に掲げるもののほか、当該地域医療連携推進法人の定款又は社員総会において、医療連携推進業務のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産 医療連携推進業務会計の〇〇事業、□□事業は、第70条第2項第1号研修に関する業務に係る事業を「研修事業」とする等各法人において実施しているものを記載して、それぞれの収益・費用等を計上すること。その他業務会計についても、同様に記載すること。 事業区分について、管理費のうち、法人全体に共通して発生するものは適当な配賦基準を定めて各会計区分に配賦し、医療連携推進業務のうち、参加病院等又は施設の相互間の連絡調整に関する業務等に係る収益及び費用は医療連携推進業務会計の共通区分に計上すること。社員総会、理事会等の開催経費、法人登記に関する費用その他法人運営のための費用は法人会計に計上すること。
--	--	---

● 前章第4節（第50条、第50条の2、第51条の2第5項及び第51条の4第1項を除く。）は、以下のとおり

【事業報告書等の作成】

第51条 医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

- 2 医療法人（その事業活動の規模その他の事業を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。
- 3 医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。
- 4 医療法人は、事業報告書等について、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。
- 5 第2項の医療法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、厚生労働省令で定めるところにより、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。
- 6 医療法人は、前2項の監事又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

【事業報告書等】

第51条の2 社団たる医療法人の理事は、前条第6項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

- 2 理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、社員に対し、前条第6項の承認を受けた事業報告書等を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）は、社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 理事は、第1項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

【公告】

第51条の3 医療法人（その事業活動の規模その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、前条第3項の承認をした社員総会又は同条第5項において読み替えて準用する同条第3項の承認をした評議員会の終結後遅滞なく、同項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）の承認を受けた事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書に限る。）を公告しなければならない。

【事業報告書等の備付け及び閲覧】

第51条の4

- 2 社会医療法人及び第51条第2項の医療法人（社会福祉法人を除く。）は、次に掲げる書類（第2号に掲げる書類にあっては、第51条第2項の医療法人に限る。）をその主たる事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。
 - 一 前項各号に掲げる書類
 - 二 公認会計士又は監査法人の監査報告書（以下「公認会計士等の監査報告書」という。）
- 3 医療法人は、第51条の2第1項の社員総会の日（財団たる医療法人にあっては、同条第5項において読み替えて準用する同条第1項の評議員会の日）の1週間前の日から5年間、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 前3項の規定は、医療法人の従たる事務所における書類の備置き及び閲覧について準用する。この場合において、第1項中「書類」とあるのは「書類の写し」と、第2項中「限る。」とあるのは「限る。」の写し」と、前項中「5年間」とあるのは「3年間」と、「事業報告書等」とあるのは「事業報告書等の写し」と、「監査報告書」とあるのは「監査報告書の写し」と読み替えるものとする。

〔事業報告書等の届出〕

第52条 医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を都道府県知事に届け出なければならない。

一 事業報告書等

二 監事の監査報告書

三 第51条第2項の医療法人にあつては、公認会計士等の監査報告書

2 都道府県知事は、定款若しくは寄附行為又は前項の届出に係る書類について請求があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、これを閲覧に供しなければならない。

※第52条第2項に基づき、定款（変更後定款）を県知事に提出することとする。

〔会計年度〕

第53条 医療法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

〔剰余金配当の禁止〕

第54条 医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

● 第46条の8第3号の監査報告書及び定款

〔監事の職務〕

第46条の8 監事の職務は、次のとおりとする。

一 医療法人の業務を監査すること。

二 医療法人の財産の状況を監査すること。

三 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は評議員会及び理事会に提出すること。

（以下、略）

法律	政省令	通知
医療法 〔解散及び清算〕 第70条の15 前章第7節（第55条第1項（第4号及び第7号に係る部分に限る。）及び第3項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の解散及び清算について準用する。この場合において、 同条第6項中 「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事（第70条の8第3項に規定する認定都道府県知事をいう。以下この節において同じ。）」と、 同条第7項及び第8項中 「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、 同項中 「若しくは第5号又は第3項第1号」とあるのは「又は第5号」と、 第56条第1項及び第56条の3中 「合併及び破産手続開始」とあるのは「破産手続開始」と、 第56条の6及び第56条の11中 「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、 第56条の12第1項中 「清算」とあるのは「清算（第70条の15において読み替えて準用するこの節（第55条第1項（第4号及び第7号に係る部分に限る。）及び第3項を除く。）の規定による解散及び清算に係る部分に限る。）」と、 同条第3項及び第4項中 「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。	医療法施行規則 （解散の認可の申請） 第39条の23 法第70条の15において読み替えて準用する 法第55条第6項の規定 により、解散の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定都道府県知事に提出しなければならない。 - 一 理由書 - 二 法又は定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類 - 三 財産目録及び貸借対照表 - 四 残余財産の処分に関する事項を記載した書類	第2 制度内容 2 地域医療連携推進法人の業務等について （9）地域医療連携推進法人の解散及び清算について（法第70条の15・則第39条の23関係） 地域医療連携推進法人は、法第6章第7節の規定を準用し、解散及び清算に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 ・ 解散は、定款をもって定めた解散事由の発生、目的たる業務の成功の不能、社員総会の議決、社員の欠亡又は破産手続開始の決定によるものであること。 ・ 解散した際の残余財産は、定款の定めにあるところにより、その帰属すべき者に帰属すること。 ・ 解散した場合であっても、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなすこと。 ・ 解散したときは、理事がその清算人となること。

● 前章第7節（第55条第1項（第4号及び第7号に係る部分に限る。）及び第3項を除く。）は、以下のとおり

〔解散の決議〕

第55条 社団たる医療法人は、次の事由によって解散する。

- 一 定款をもって定めた解散事由の発生

二 目的たる業務の成功の不能

三 社員総会の決議

四 他の医療法人との合併（合併により当該医療法人が消滅する場合に限る。次条第1項及び第56条の3において同じ。）

五 社員の欠亡

六 破産手続開始の決定

七 設立認可の取消し

2 社団たる医療法人は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第3号の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

4 医療法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

5 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

6 第1項第2号又は第3号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

8 清算人は、第1項第1号若しくは第5号又は第3項第1号に掲げる事由によって医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

〔解散法人の残余財産〕

第56条 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

〔清算中の医療法人の能力〕

第56条の2 解散した医療法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第56条の3 医療法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第56条の4 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求による又は職権で、清算人を選任することができる。

〔清算人の解任〕

第56条の5 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

〔清算人の届出〕

第56条の6 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

〔清算人の職務及び権限〕

第56条の7 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 精算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔債権の申出の催告〕

第56条の8 精算人は、その就職の日から2月以内に、少なくとも3回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 精算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

〔期間経過後の債権の申出〕

第56条の9 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、医療法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の医療法人についての破産手続の開始〕

第56条の10 清算中に医療法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を広告しなければならない。

2 清算人は、清算中の医療法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の医療法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔清算終了の届出〕

第56条の11 清算が終了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

〔裁判所による監督〕

第56条の12 医療法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 医療法人の解散及び清算を監督する裁判所は、医療法人の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

〔解散及び清算の監督等に関する事件の管轄〕

第56条の13 医療法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

〔不服申立ての制限〕

第56条の14 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第56条の15 裁判所は、第56条の4の規定により清算人を選任した場合には、医療法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

法律	政省令	通知
医療法 〔適用除外〕 第 7 0 条の 1 6 地域医療連携推進法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 5 条第 1 項、第 4 9 条第 2 項（第 6 号に係る部分（同法第 1 4 8 条第 3 号の社員総会に係る部分に限る。）に限る。）、第 6 7 条第 1 項及び第 3 項並びに第 5 章の規定は、適用しない。		第 2 制度内容 2 地域医療連携推進法人の業務等について （10）地域医療連携推進法人において適用しない法人法の規定について（法第 7 0 条の 1 6 関係） 地域医療連携推進法人は、法人法第 5 章の合併に関する規定等については適用しないこと。

● 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 5 条第 1 項、第 4 9 条第 2 項（第 6 号（同法第 1 4 8 条第 3 号の社員総会に係る部分に限る。）、第 6 7 条第 1 項及び第 3 項並びに第 5 章の規定は、以下のとおり

〔名称〕

第 5 条 一般社団法人又は一般財団法人は、その種類に従い、その名称中に一般社団法人又は一般財団法人という文字を用いなければならない。

〔社員総会の決議〕

第 4 9 条 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 第 3 0 条第 1 項の社員総会
- 二 第 7 0 条第 1 項の社員総会（監事を解任する場合に限る。）
- 三 第 1 1 3 条第 1 項の社員総会
- 四 第 1 4 6 条の社員総会
- 五 第 1 4 7 条の社員総会
- 六 第 1 4 8 条第 3 号及び第 1 5 0 条の社員総会
- 七 第 2 4 7 条、第 2 5 1 条第 1 項及び第 2 5 7 条の社員総会

【監事の任期】

第 6 7 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、監事を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、監事の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

第 5 章 合併

【合併契約の締結】

第 2 4 2 条 一般社団法人又は一般財団法人は、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併をすることができる。この場合においては、合併をする法人は、合併契約を締結しなければならない。

【合併の制限】

第 2 4 3 条 次の各号に掲げる場合には、合併後存続する一般社団法人若しくは一般財団法人又は合併により設立する一般社団法人若しくは一般財団法人は、それぞれ当該各号に定める種類の法人でなければならない。

- 一 合併をする法人が一般社団法人のみである場合 一般社団法人
- 二 合併をする法人が一般財団法人のみである場合 一般財団法人

2 前項各号に掲げる場合以外の場合において、合併をする一般社団法人が合併契約の締結の日までに基金の全額を返還していないときは、合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、一般社団法人でなければならない。

【吸収合併契約】

第 2 4 4 条 一般社団法人又は一般財団法人が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併後存続する一般社団法人又は一般財団法人（以下「吸収合併存続法人」という。）及び吸収合併により消滅する一般社団法人又は一般財団法人（以下「吸収合併消滅法人」という。）の名称及び住所
- 二 吸収合併がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）

【吸収合併の効力の発生等】

第 2 4 5 条 吸収合併存続法人は、効力発生日に、吸収合併消滅法人の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅法人の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3 前 2 項の規定は、第 2 4 8 条若しくは第 2 5 2 条の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

【吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等】

第 2 4 6 条 吸収合併消滅法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

- 一 一般社団法人である吸収合併消滅法人にあっては、次条の社員総会の日の2週間前の日（第58条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日）
 - 二 一般財団法人である吸収合併消滅法人にあっては、次条の評議員会の日の2週間前の日（第194条第1項の場合にあっては、同項の提案があった日）
 - 三 第248条第2項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 3 吸収合併消滅法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併消滅法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 第1項の書面の閲覧の請求
 - 二 第1項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第1項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 第1項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併消滅法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

〔吸収合併契約の承認〕

第247条 吸収合併消滅法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

〔債権者の異議〕

第248条 吸収合併消滅法人の債権者は、吸収合併消滅法人に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

- 2 吸収合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第4号の期間は、1箇月を下ることができない。
- 一 吸収合併をする旨
 - 二 吸収合併存続法人の名称及び住所
 - 三 吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の計算書類（第123条第2項（第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類をいう。以下同じ。）に関する事項として法務省令で定めるもの
 - 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第331条第1項の規定による定めに従い、同項第2号又は第3号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 4 債権者が第2項第4号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第2項第4号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

【吸収合併の効力発生日の変更】

第 2 4 9 条 吸収合併消滅法人は、吸収合併存続法人との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、吸収合併消滅法人は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3 第 1 項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、第 2 4 5 条及びこの款の規定を適用する。

【吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等】

第 2 5 0 条 吸収合併存続法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日後 6 箇月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

- 一 一般社団法人である吸収合併存続法人にあっては、次条第 1 項の社員総会の日の 2 週間前の日（第 5 8 条第 1 項の場合にあっては、同項の提案があった日）
- 二 一般財団法人である吸収合併存続法人にあっては、次条第 1 項の評議員会の日の 2 週間前の日（第 1 9 4 条第 1 項の場合にあっては、同項の提案があった日）
- 三 第 2 5 2 条第 2 項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 吸収合併存続法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併存続法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第 2 号又は第 4 号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続法人の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 第 1 項の書面の閲覧の請求
- 二 第 1 項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第 1 項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 第 1 項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

【吸収合併契約の承認】

第 2 5 1 条 吸収合併存続法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。

2 吸収合併存続法人が承継する吸収合併消滅法人の債務の額として法務省令で定める額が吸収合併存続法人が承継する吸収合併消滅法人の資産の額として法務省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の社員総会又は評議員会において、その旨を説明しなければならない。

【債権者の異議】

第 2 5 2 条 吸収合併存続法人の債権者は、吸収合併存続法人に対し、吸収合併について異議を述べるることができる。

2 吸収合併存続法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第 4 号の期間は、1 箇月を下ることができない。

- 一 吸収合併をする旨
- 二 吸収合併消滅法人の名称及び住所

- 三 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
 - 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第331条第1項の規定による定めに従い、同項第2号又は第3号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 4 債権者が第2項第4号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第2項第4号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

【吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等】

第253条 吸収合併存続法人は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続法人が承継した吸収合併消滅法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 2 吸収合併存続法人は、効力発生日から6箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 吸収合併存続法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併存続法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続法人の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 第1項の書面の閲覧の請求
- 二 第1項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第1項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 第1項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

【新設合併契約】

第254条 2以上の一般社団法人又は一般財団法人が新設合併をする場合には、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 新設合併により消滅する一般社団法人又は一般財団法人（以下「新設合併消滅法人」という。）の名称及び住所
- 二 新設合併により設立する一般社団法人又は一般財団法人（以下「新設合併設立法人」という。）の目的、名称及び主たる事務所の所在地
- 三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立法人の定款で定める事項
- 四 新設合併設立法人の設立に際して理事となる者の氏名
- 五 新設合併設立法人が会計監査人設置一般社団法人又は会計監査人設置一般財団法人であるときは、その設立に際して会計監査人となる者の氏名又は名称
- 六 新設合併設立法人が監事設置一般社団法人であるときは、設立時監事の氏名
- 七 新設合併設立法人が一般財団法人であるときは、設立時評議員及び設立時監事の氏名

〔新設合併の効力の発生〕

第 2 5 5 条 新設合併設立法人は、その成立の日に、新設合併消滅法人の権利義務を承継する。

〔新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等〕

第 2 5 6 条 新設合併消滅法人は、新設合併契約備置開始日から新設合併設立法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「新設合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

- 一 一般社団法人である新設合併消滅法人にあつては、次条の社員総会の日（第 5 8 条第 1 項の場合にあつては、同項の提案があつた日）
- 二 一般財団法人である新設合併消滅法人にあつては、次条の評議員会の日（第 1 9 4 条第 1 項の場合にあつては、同項の提案があつた日）
- 三 第 2 5 8 条第 2 項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 新設合併消滅法人の社員、評議員及び債権者は、新設合併消滅法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第 2 号又は第 4 号に掲げる請求をするには、当該新設合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 第 1 項の書面の閲覧の請求
- 二 第 1 項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第 1 項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 第 1 項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併消滅法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

〔新設合併契約の承認〕

第 2 5 7 条 新設合併消滅法人は、社員総会又は評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない。

〔債権者の異議〕

第 2 5 8 条 新設合併消滅法人の債権者は、新設合併消滅法人に対し、新設合併について異議を述べることができる。

2 新設合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第 4 号の期間は、1 箇月を下ることができない。

- 一 新設合併をする旨
- 二 他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の名称及び住所
- 三 新設合併消滅法人の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、新設合併消滅法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第 3 3 1 条第 1 項の規定による定めに従い、同項第 2 号又は第 3 号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第 2 項第 4 号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該新設合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第2項第4号の期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

【設立の特則】

第259条 第2章第1節（第11条（第1項第4号を除く。）、第12条、第14条、第16条、第4款及び第5款を除く。）の規定は、一般社団法人である新設合併設立法人の設立については、適用しない。

2 第3章第1節（第153条第1項第1号から第3号まで及び第8号から第10号まで並びに第3項、第154条、第156条、第160条、第5款並びに第163条を除く。）の規定は、一般財団法人である新設合併設立法人の設立については、適用しない。

3 新設合併設立法人の定款は、新設合併消滅法人が作成する。

【新設合併に関する書面等の備置き及び閲覧等】

第260条 新設合併設立法人は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立法人が承継した新設合併消滅法人の権利義務その他の新設合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設合併設立法人は、その成立の日から6箇月間、前項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

3 新設合併設立法人の社員、評議員及び債権者は、新設合併設立法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって新設合併設立法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

法律	政省令	通知
医療法 〔定款〕 第 70 条の 17 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項並びに第 70 条の 3 第 1 項第 4 号、第 7 号、第 8 号、第 13 号及び第 17 号から第 20 号までに規定する定款の定めのほか、地域医療連携推進法人は、その定款において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 資産及び会計に関する規定 二 役員に関する規定 三 理事会に関する規定 四 解散に関する規定 五 定款の変更に関する規定 六 開設している病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）又は開設し、若しくは管理している介護事業等に係る施設若しくは事業所であって厚生労働省令で定めるものがある場合には、その名称及び所在地	医療法施行規則 （開設等に当たり認定都道府県知事の確認を受けなければならない施設又は事業所） 第 39 条の 15 法第 70 条の 8 第 3 項及び第 70 条の 17 第 6 号に規定する厚生労働省令で定める施設又は事業所は、社会福祉法第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業（以下単に「第一種社会福祉事業」という。）に係る施設又は事業所とする。	第 2 制度内容 3 地域医療連携推進法人の監督について （1）地域医療連携推進法人が定款において定める事項について（法第 70 条の 17 関係） 地域医療連携推進法人は、法人法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項（目的、名称、主たる事務所の所在地、設立時社員の氏名又は名称及び住所、社員の資格の得喪に関する規定、公告方法及び事業年度）、医療連携推進区域、地域医療連携推進評議会、役員に関する規定、解散に関する規定、開設している病院等の名称及び所在地等について、定款において定めなければならないこと。

● 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項並びに第 70 条の 3 第 1 項第 4 号、第 7 号、第 8 号、第 13 号及び第 17 号から第 20 号までに規定する定款の定め

については、次のとおり

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

〔定款の記載又は記録事項〕

第 11 条 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一・目的、 二・名称、 三・主たる事務所の所在地、 四・設立時社員の氏名又は名称及び住所、 五・社員の資格の得喪に関する規定、 六・公告方法、 七・事業年度

医療法

〔認定の基準〕

第 70 条の 3

四 第 70 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者が社員である場合には、同条第 2 項第 3 号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定款で定めているものであること。

七 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。

八 社員は、参加法人等及び医療連携推進区域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること。

十三 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者として厚生労働省令で定めるものを社員並びに理事及び監事（次号において「役員」という。）としない旨を定款で定めているものであること。

十七 次に掲げる要件を満たす評議会（第 70 条の 13 第 2 項において「地域医療連携推進評議会」という。）を置く旨を定款で定めているものであること。

イ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成するものであること

ロ 当該一般社団法人が次号の意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べることができるものであること。

ハ 前条第 2 項第 3 号の目標に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

十八 参加法人等が次に掲げる事項（その定款に第 70 条第 2 項第 3 号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定めている一般社団法人については、イ、ロ及びホに掲げる事項を除く。）その他重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。

イ 予算の決定又は変更

ロ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ

ハ 事業に係る重要な資産の処分

ニ 事業計画の決定又は変更

ホ 定款又は寄附行為の変更

ヘ 法人の合併又は分割

ト 目的たる事業の成功の不能その他の厚生労働省令で定める事由による解散

十九 第 70 条の 21 第 1 項又は第 2 項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第 70 条の 22 において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 30 条第 2 項に規定する医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から 1 月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもの（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。

二十 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

法律	政省令	通知
医療法 【定款の変更】 第70条の18 第54条の9（第1項及び第2項を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の定款の変更について準用する。この場合において、同条第3項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事（第70条の8第3項に規定する認定都道府県知事をいう。次項及び第5項において同じ。）」と、同条第4項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、「第45条第1項に規定する事項及び」とあるのは「当該申請に係る地域医療連携推進法人（第70条の5第1項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）の資産が第70条の10において読み替えて準用する第41条の要件に該当しているかどうか及び変更後の定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか並びに」と、同条第5項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。	医療法施行規則 （定款の変更の認可） 第39条の24 法第70条の18第1項において読み替えて準用する法第54条の9第3項の規定により、定款の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、認定都道府県知事に提出しなければならない。 一 定款変更の内容（新旧対照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類 二 定款に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類 2 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに法第70条第2項第3号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定款に定めるものであるときは、前項各号の書類のほか、現に法第70条第2項第3号に掲げる業務を行っていないこと及び当該地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者がいなかったことを証する書類を、前項の申請書に添付しなければならない。 3 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が法第70条第2項第3号に掲げる業務及び出資を行わない旨の定めを削除するものであるときは、第1項各号の書類のほか、当該変更後の当該地域医療連携推進法人の参加法人等の名称及び住所を記載した書類を、第1項の申請書に添付しなければならない。 4 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに病院等を開設しようとする場合に係るものであるときは、第1項各	第2 制度内容 3 地域医療連携推進法人の監督について （2）地域医療連携推進法人の定款の変更について（法第70条の18・則第39条の24～第39条の26関係） 地域医療連携推進法人は、法第54条の9（第1項及び第2項を除く。）の規定を準用し、定款の変更に関する規定が適用されること。主な具体的事項は以下のとおりであること。 - 定款の変更は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、効力を生じないこと。 - 認定都道府県知事は、変更手続が法令等に違反していないかどうかを審査した上で、認可を決定しなければならないこと。 - 定款の変更が、住所の変更等の認可を要しないものであるときは、遅滞なく、変更した定款を認定都道府県知事に届け出なければならないこと。 - 定款の変更が、地域医療連携推進法人自らが（ア）病院等を開設又は（イ）介護事業等に係る施設若しくは事業所であって、第一種社会福祉事業に係るものを開設するものである場合は、認可申請の際、変更の内容及びその理由並びに定款に定められた手続を経たことを証する書類のほか、それぞれ次の書類の添付が必要であること。 （ア）の場合 当該病院等の診療科目、従事者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに 定款変更後2

2 認定都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第54条の9第3項の認可（前条第6号に掲げる事項その他の厚生労働省令で定める重要な事項に係るものに限る。以下この項において同じ。）をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。	号の書類のほか、当該病院等の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該病院等の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第1項の申請書に添付しなければならない。 5 定款の変更が、当該地域医療連携推進法人が新たに第1種社会福祉事業に係る施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、第1項各号の書類のほか、当該施設の従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第1項の申請書に添付しなければならない。 医療法施行規則 第39条の25 法第70条の18第1項において読み替えて準用する法第54条の9第3項に規定する厚生労働省令で定める事項は、主たる事務所の所在地に関する事項及び公告方法に関する事項とする。 （重要な事項） 第39条の26 法第70条の18第2項に規定する厚生労働省令で定める重要な事項は、法第70条の17第6号(※)に掲げる事項に係るものとする。 ※開設している病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）又は開設し、若しくは管理している介護事業等に係る施設若しくは事業所であって厚生労働省令で定めるものがある場合には、その名称及び所在地	年間の事業計画 及び予算書 (イ) の場合 当該施設の従事者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類、当該施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面並びに定款変更後2年間の事業計画及び予算書 また、認定都道府県知事は、これらの定款変更の認可に当たっては、重要な定款変更として、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。 定款の変更が、(ウ) 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として資金の貸付け、債務の保証及び基金を引き受ける者の募集、並びに出資（この段落において「貸付等」という。）を行わない旨を定め、又はこれを削除するものである場合は、認可申請の際、変更の内容及びその理由並びに定款に定められた手続を経たことを証する書類のほか、それぞれ次の書類の添付が必要であること。 (ウ) の場合 現に貸付等を行っていないこと及び当該地域医療連携推進法人から出資を受けている事業者がいらないことを証する書類 (エ) の場合 定款変更後の当該地域医療連携推進法人の参加法人等の名称及び住所を記載した書類 また、認定都道府県知事は、これらの定款変更の認可に当たっては、社員総会において、参加法人等に対する貸付等を行うことができなくなる、又はできるよ
--	--	--

		うになることについて 説明が行われていることを確認すること。
--	--	--------------------------------

● 第54条の9（第1項及び第2項を除く。）については、次のとおり

第54条の9

- 3 定款又は寄附行為の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があった場合には、第45条第1項に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手続が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。
- 5 医療法人は、第3項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その変更した定款又は寄附行為を都道府県知事に届け出なければならない。
- 6 第44条第5項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。

※ 第44条第5項の規定： 第2項第10号に掲げる事項中（「解散に関する規定」）に、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。

法律	政省令	通知
医療法 〔代表理事の選定及び解職〕 第70条の19 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、代表理事を再任する場合については、この限りでない。 2 認定都道府県知事は、前項本文の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。	医療法施行規則 （代表理事の選定等の認可の申請） 第39条の27 法第70条の19第1項の規定により、代表理事の選定の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に、当該代表理事となるべき者の履歴書を添えて認定都道府県知事に提出しなければならない。 一 当該代表理事となるべき者の住所及び氏名 二 選定の理由 2 法第70条の19第1項の規定により、代表理事の解職の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を認定都道府県知事に提出しなければならない。 一 当該代表理事の住所及び氏名 二 解職の理由	第2 制度内容 3 地域医療連携推進法人の監督について （3）地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職について（法第70条の19・則第39条の27関係） 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じないこと。ただし、代表理事を再任する場合については、当該認可を要しないこと。認可申請においては、当該代表理事の履歴書の添付が必要であること。 認定都道府県知事は、認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこと。

法律	政省令	通知
医療法 〔準用規定〕 第 7 0 条の 2 0 第 6 条の 8 第 3 項及び第 4 項、第 6 3 条第 1 項並びに第 6 4 条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、第 6 条の 8 第 3 項及び第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 7 0 条の 2 0 において読み替えて準用する第 6 3 条第 1 項」と、第 6 3 条第 1 項中「都道府県知事は」とあるのは「認定都道府県知事（第 7 0 条の 8 第 3 項に規定する認定都道府県知事をいう。以下この項及び次条において同じ。）は」と、「都道府県知事の」とあるのは「認定都道府県知事の」と、第 6 4 条中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。	医療法施行規則 第 4 2 条の 3 法第 7 0 条の 2 0 において読み替えて準用する法第 6 条の 8 第 3 項の規定による当該職員の身分を示す証明書は、別記様式第 5 による。 ≪別記様式第 5：記載省略≫	第 2 制度内容 3 地域医療連携推進法人の監督について （４）地域医療連携推進法人の監督について（法第 7 0 条の 2 0 関係） 地域医療連携推進法人は、医療法人に係る立入検査をする職員の証明書に関する事項（法第 6 条の 8 第 3 項及び第 4 項）、法令違反の疑い時の報告徴収、立入検査等に関する事項（法第 6 3 条第 1 項）及び法令違反時の改善措置命令に関する事項（法第 6 4 条）に関する規定を準用すること。例えば、地域医療連携推進法人に参加しない法人又は個人と、業務上の連携をしないというような、医療・介護サービスの提供体制に悪影響を及ぼすような事態が生じる場合は、認定都道府県知事の監督の対象事項となりえること。

● 第 6 条の 8 第 3 項及び第 4 項、第 6 3 条第 1 項並びに第 6 4 条の規定は、次のとおり

〔広告に関する報告徴収及び立入検査等〕

第 6 条の 8 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第 6 条の 5 第 1 項から第 3 項まで又は前条の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告をした者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告をした者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

3 第 1 項の規定によって立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

〔報告徴収及び検査〕

第 6 3 条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。

【業務停止命令等】

第64条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解任を勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止を命じ、又は役員の解任を勧告するに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

法律	政省令	通知
医療法 〔医療連携推進認定の取り消し〕 第 7 0 条の 2 1 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その医療連携推進認定を取り消さなければならない。 一 第 7 0 条の 4 第 1 号又は第 3 号に該当するに至ったとき。 二 偽りその他不正の手段により医療連携推進認定を受けたとき。 2 認定都道府県知事は、地域医療連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その医療連携推進認定を取り消すことができる。 一 第 7 0 条の 3 第 1 項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。 二 地域医療連携推進法人から医療連携推進認定の取消しの申請があったとき。 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。 3 認定都道府県知事は、前 2 項の規定により医療連携推進認定を取り消すに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。 4 認定都道府県知事は、第 1 項又は第 2 項の規定により医療連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。	医療法施行規則 （公示の方法） 第 3 9 条の 1 3 法第 7 0 条の 6 及び第 7 0 条の 2 1 第 4 項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	第 2 制度内容 3 地域医療連携推進法人の監督について （5）地域医療連携推進法人の認定の取消しについて（法第 7 0 条の 2 1 関係） 認定都道府県知事は、 ・ 地域医療連携推進法人が不正の手段により医療連携推進認定を受けたとき等においては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、医療連携推進認定を取り消さなければならないこと。 ・ 1（3）の基準のいずれかに適合しなくなったとき等においては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、医療連携推進認定を取り消すことができること。 その場合に、認定都道府県知事は、当該認定を取り消した旨をインターネット等により公示し、登記所に名称の変更の登記を嘱託しなければならないこと。 医療連携推進認定の取消しの処分を受けた地域医療連携推進法人は、地域医療連携推進法人という文字を一般社団法人に変更する定款の変更をしたものとみなすこと。

5 第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた地域医療連携推進法人は、その名称中の地域医療連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。 6 認定都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該地域医療連携推進法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該地域医療連携推進法人の名称の変更の登記を嘱託しなければならない。 7 前項の規定による名称の変更の登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければならない。	(公益認定を受けている場合の特例) 第39条の30 2 地域医療連携推進法人が公益認定法第4条の規定による認定を受けた法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第5項から第7項まで及び法第70条の22の規定は、適用しない。	
---	---	--

● **第70条の4第1号又は第3号及び第70条の3第1項各号については、次のとおり**

【欠格事由】

第70条の4 次のいずれかに該当する一般社団法人は、医療連携推進認定を受けることができない。

- 一 その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 地域医療連携推進法人（次条第一項に規定する地域医療連携推進法人をいう。）が第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
 - ロ この法律その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 二 第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの
- 三 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

【認定の基準】

第70条の3 都道府県知事は、医療連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該一般社団法人について医療連携推進認定をすることができる。

- 一 医療連携推進業務（第七十条第二項に規定する医療連携推進業務をいう。以下この章において同じ。）を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 医療連携推進業務を行うに当たり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令で定める関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 第70条第1項第3号又は第4号に掲げる者が社員である場合には、同条第2項第3号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定款で定めているものであること。
- 五 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、医療連携推進業務以外の業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 六 医療連携推進方針が前条第2項及び第3項の規定に違反していないものであること。
- 七 医療連携推進区域を定款で定めているものであること。
- 八 社員は、参加法人等及び医療連携推進区域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者として厚生労働省令で定める者に限る旨を定款で定めているものであること。
- 九 病院等を開設する参加法人等の数が二以上であるものであることその他の参加法人等の構成が第70条第1項に規定する目的(次号及び第11号イにおいて「医療連携推進目的」という。)に照らし、適当と認められるものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものであること。
- 十 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
- 十一 社員は、各一個の議決権を有する者であること。ただし、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めが次のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
 - イ 社員の議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
 - ロ 社員の議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。
- 十二 参加法人等の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めているものであること。
- 十三 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することその他の事情により社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者として厚生労働省令で定めるものを社員並びに理事及び監事（次号において「役員」という。）としない旨を定款で定めているものであること。
- 十四 役員について、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くものであること。
 - ロ 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えて含まれることがないものであること。
 - ハ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体の代表者その他の医療連携推進業務の効果的な実施のために必要な者として厚生労働省令で定める者であるものであること。
- 十五 代表理事を1人置いているものであること。

十六 理事会を置いているものであること。

十七 次に掲げる要件を満たす評議会（第70条の13第2項において「地域医療連携推進評議会」という。）を置く旨を定款で定めているものであること。

イ 医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成するものであること。

ロ 当該一般社団法人が次号の意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べるができるものであること。

ハ 前条第2項第3号の目標に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

十八 参加法人等が次に掲げる事項（その定款に第70条第2項第3号に掲げる業務及び出資を行わない旨を定めている一般社団法人については、イ、ロ及びホに掲げる事項を除く。）その他重要な事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。

イ 予算の決定又は変更

ロ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入れ

ハ 事業に係る重要な資産の処分

ニ 事業計画の決定又は変更

ホ 定款又は寄附行為の変更

ヘ 法人の合併又は分割

ト 目的たる事業の成功の不能その他の厚生労働省令で定める事由による解散又は事業の廃止

十九 第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第

70条の22において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第30条第2項に規定する医療連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該医療連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもの（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。

二十 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

二十一 前各号に掲げるもののほか、医療連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

法律	政省令	通知
医療法 〔医療連携推進認定の取り消し等に伴う贈与〕 第70条の22 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条の規定は、認定都道府県知事が前条第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同法第30条中「公益目的取得財産残額」とあるのは「医療連携推進目的取得財産残額」と、同条第1項中「場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）」とあるのは「場合」と、「第5条第17号」とあるのは「医療法（昭和23年法律第205号）第70条の3第1項第19号」と、「日又は当該合併の日から」とあるのは「日から」と、「内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該」とあるのは「認定都道府県知事（同法第70条の8第3項に規定する認定都道府県知事をいう。第4項において同じ。）の管轄する」と、「法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人」とあるのは「法人」と、「認定取消法人等」とあるのは「認定取消法人」と、同条第2項第1号中「公益目的事業財産（第18条第6号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）」とあるのは「医療連携推進目的事業財産（医療法第70条の9において読み替えて準用する第18条に規定する医療連携推進目的事業財産をいう。次号及び第3号において同じ。）」と、同項第2号及び第3号中「に公益目的事業」	医療法施行規則 （医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課） 第39条の28 法第70条の22において読み替えて準用する公益認定法第30条第2項第3号に規定する厚生労働省令で定める財産は、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であって、法第70条の22において読み替えて準用する公益認定法第30条第1項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものとする。 （医療連携推進認定の取消しにおける医療連携推進目的取得財産残額） 第39条の29 認定都道府県知事が法第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第70条の22において読み替えて準用する公益認定法第30条第2項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第70条の14において読み替えて準用する法第52条第1項の規定により届け出られた法第70条の14において読み替えて準用する法第51条第1項に規定する財産目録（以下この条において単に「財産目録」という。）のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額（その額が零を下回る場合にあっては、零）とする。 （公益認定を受けている場合の特例） 第39条の30 2 地域医療連携推進法人が公益認定法第4条の規定による	第2 制度内容 3 地域医療連携推進法人の監督について （6）医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与について（法第70条の22・則第39条の29関係） 医療連携推進認定を取り消した場合について、公益認定法第30条の規定を準用すること。認定都道府県知事等が、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の金銭について受ける旨の、書面による契約が成立したものとみなすこと。 第2 制度内容 3 地域医療連携推進法人の監督について （7）公益認定を受けている場合の贈与等の特例について（則第39条の30関係） 地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合は、法第

とあるのは「に医療連携推進業務」と、「公益目的事業財産」とあるのは「医療連携推進目的事業財産」と、 同号及び同条第3項中 「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、 同条第4項中 「認定取消法人等」とあるのは「認定取消法人」と、「国又は」とあるのは「認定都道府県知事の管轄とする」と、 同条第5項中 「第5条第17号」とあるのは「医療法第70条の3第1項第19号」と読み替えるものとする。	認定を受けた法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第5項から第7項まで及び 法第70条の22 の規定は、適用しない。	70条の3第1項第18号（医療連携推進認定取消し時の国等への贈与）及び第19号（清算時の残余財産の国等への帰属）の規定は、適用しないこと。 また、地域医療連携推進法人が公益社団法人である場合において、当該地域医療連携推進法人が法第70条の21第1項又は第2項の規定による医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合は、同条第5項から第7項まで及び第70条の22の規定は、適用しないこと。
---	--	---

● **公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条について、次のとおり**

〔公益認定の取消し等に伴う贈与〕

第30条 行政庁が前条第1項若しくは第2項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）

において、第5条第17号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人（第4項において「認定取消法人等」という。）から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

2 前項に規定する「公益目的取得財産残額」とは、第1号に掲げる財産から第2号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額の合計額から第3号に掲げる額を控除して得た額をいう。

- 一 当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産（第18条第6号に掲げる財産にあっては、公益認定を受けた日前に取得したものを除く。）
- 二 当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産
- 三 公益目的事業財産以外の財産であって当該公益法人が公益認定を受けた日以後に公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡したもの及び同日以後に公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるものの額の合計額

3 前項に規定する額の算定の細目その他公益目的取得財産残額の算定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

4 行政庁は、第1項の場合には、認定取消法人等に対し、前2項の規定により算定した公益目的取得財産残額及び第1項の規定により当該認定取消法人等と国又は都道府県との間に当該公益目的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。

5 公益法人は、第5条第17号に規定する定款の定めを変更することができない。

法律	政省令	通知
医療法 〔準用規定〕 第 7 0 条の 2 3 第 6 6 条の 2 及び第 6 7 条の規定は、地域医療連携推進法人について準用する。この場合において、第 6 6 条の 2 中「第 6 4 条第 1 項及び第 2 項、第 6 4 条の 2 第 1 項、第 6 5 条並びに前条第 1 項」とあるのは「第 7 0 条の 2 0 において読み替えて準用する第 6 4 条第 1 項及び第 2 項並びに第 7 0 条の 2 1 第 1 項及び第 2 項」と、「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事（第 7 0 条の 8 第 3 項に規定する認定都道府県知事をいう。第 6 7 条第 1 項及び第 3 項において同じ。）」と、第 6 7 条第 1 項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と、「第 4 4 条第 1 項、第 5 5 条第 6 項、第 5 8 条の 2 第 4 項（第 5 9 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第 6 0 条の 3 第 4 項（第 6 1 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）」とあるのは「医療連携推進認定をしない処分若しくは第 7 0 条の 1 5 において読み替えて準用する第 5 5 条第 6 項」と、「第 6 4 条第 2 項」とあるのは「第 7 0 条の 2 0 において読み替えて準用する第 6 4 条第 2 項」と、同条第 3 項中「都道府県知事」とあるのは「認定都道府県知事」と読み替えるものとする。		第 2 制度内容 3 地域医療連携推進法人の監督について （ 8 ）厚生労働大臣から認定都道府県知事に対する指示について（法第 7 0 条の 2 3 関係） 厚生労働大臣は、改善措置命令等の処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、認定都道府県知事に対し、処分を行うべきことを指示することができること。 認定都道府県知事は、役員の解任の勧告等をするに当たっては、その相手方に対し、弁明する機会を与えなければならないこと。

● 第66条の2及び第67条については、次のとおり

【厚生労働大臣の指示】

第66条の2 厚生労働大臣は、第64条第1項及び第2項、第64条の2第1項、第65条並びに前条第1項の規定による処分を行わないことが著しく公益を害するおそれがあると認められるときは、都道府県知事に対し、これらの規定による処分を行うべきことを指示することができる。

【弁明の機会の付与】

第67条 都道府県知事は、第44条第1項、第55条第6項、第58条の2第4項（第59条の2において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第60条の3第4項（第61条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による認可をしない処分をし、又は第64条第2項の規定により役員の解任を勧告するに当たっては、当該処分の名宛人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名宛人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

3 第1項の規定による弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、かつ、当該処分又は当該勧告をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならない。